

平成27年 第3回

木古内町議会定例会会議録

平成27年9月 8日 開会

平成27年9月14日 閉会

木古内町議会

平成27年9月8日(火)第1号

- 開会日時 平成27年9月8日(火曜日)午前10時00分
○ 休会日時 平成27年9月8日(火曜日)午後 3時58分
-

・出席議員(10名)

1番	佐藤	悟	6番	手塚	昌宏	
2番	新井田	昭男	7番	福嶋	克彦	
3番	平野	武志	8番	鈴木	慎也	
4番	竹田	努	副議長	9番	吉田	裕幸
5番	相澤	巧	議長	10番	又地	信也

・欠席議員(なし)

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森	伊佐緒
副町長	大野	泰
病院事業管理者	小澤	正則
総務課長	山本	哲
税務課長	高橋	和夫
会計管理者	高橋	和夫
町民課長	吉田	宏
保健福祉課長	名須賀	六男
まちづくり新幹線課長	福田	伸一
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	丹野	正樹
産業経済課長	木村	春樹
建設水道課長	若山	忍
病院事業事務局長	平野	弘輝
教育長	野村	広章
生涯学習課長	澁谷	勝
学校給食センター長	澁谷	勝
農業委員会事務局長	木村	春樹
代表監査委員	森井	俊郎

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	吉田	廣之
議事担当主査	西嶋	浩二

平成27年第3回木古内町議会定例会議事日程

第1号 平成27年9月8日(火)

午前10時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		議長諸報告
5		総務・経済常任委員会所管事務調査報告
6		行政報告
7		一般質問
8	報告 第1号	健全化判断比率及び資金不足比率について
9	報告 第2号	平成26年度木古内町一般会計継続費の精算報告について
10	議案 第9号	手数料条例の一部を改正する条例制定について
11	議案 第1号	平成27年度木古内町一般会計補正予算(第4号)
12	議案 第2号	平成27年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
13	議案 第5号	平成27年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
14	議案 第3号	平成27年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
15	議案 第4号	平成27年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
16	議案 第6号	木古内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について
17	議案 第8号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
18	議案 第7号	旧江差線施設解体撤去事業準備基金条例制定について
19	議案 第10号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する協議について
20	議案 第12号	北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する協議について

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
21	議案 第11号	北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する協議について
22	議案 第13号	木古内町スポーツセンター耐震改修工事（建築主体）請負契約の議決変更について
23	同意案第1号	木古内町教育委員会委員の任命について
24	同意案第2号	木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について
25	認定 第1号	平成26年度木古内町一般会計決算認定について
26	認定 第2号	平成26年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定について
27	認定 第3号	平成26年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認定について
28	認定 第4号	平成26年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算認定について
29	認定 第5号	平成26年度木古内町水道事業会計決算認定について
30	認定 第6号	平成26年度木古内町介護老人保健施設事業会計決算認定について
31	認定 第7号	平成26年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定について
32	認定 第8号	平成26年度木古内町介護サービス事業特別会計決算認定について
33	認定 第9号	平成26年度木古内町下水道事業特別会計決算認定について

(午前10時00分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) ただいまから、平成27年第3回木古内町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名いたします。

5番 相澤 巧君、6番 手塚昌宏君。以上、2名を指名いたします。

議 会 運 営 委 員 会 報 告

○議長(又地信也君) 日程第2 議会運営委員会報告。

平成27年6月15日に開かれました、平成27年第2回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、議会運営に関する件についての報告を求めます。

議会運営委員会 委員長 2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) 2番 新井田昭男です。

平成27年9月8日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会運営委員会委員長 新井田昭男。

議会運営委員会報告書。

平成27年第3回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

記 1. 会議開催状況。

会議開催状況におきましては、7月29日、8月25日及び9月4日の3回にわたって開催しており、欠席委員はおりませんでした。

2. 議員懇談会について。

本年、開催する議会懇談会の開催日程については、10月5日、6日、15日、16日の4日間とし、開催場所については、釜谷生活改善センターほか6会場とする。

3. 平成27年第3回木古内町議会定例会における議会運営について。

(1)今定例会の会期については、9月8日から14日までの7日間としたい。

8日は本会議を開催し、行政報告、一般質問、補正予算等の議案審議、平成26年度各会計

決算認定の上程を行う。9月12日、13日は休会日とする。(実質5日間)

(2)議事日程については、別紙配付のとおりである。

議事日程番号10から13、16から17、19から20、25から33までは一括議題とする。

なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。

(3)付議案件は、議案13件、報告2件、同意案2件、認定9件、発議案1件、意見書案4件である。

(4)一般質問者は5名であり、通告順により質問者ごとに行うこととする。

以上、報告いたします。

○議長(又地信也君) ただいまの議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、報告を終了いたします。

会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第3 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長より報告のとおり、本日から9月14日までの7日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期につきましては、本日から9月14日までの7日間と決定いたしました。

議 長 諸 報 告

○議長(又地信也君) 日程第4 議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配付のとおりであります。

総務・経済常任委員会所管事務調査報告

○議長(又地信也君) 日程第5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告。

平成27年6月15日に開かれました、平成27年第2回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、総務・経済常任委員会所管事務調査についての報告を求めます。

総務・経済常任委員会 委員長 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 3番 平野武志です。

平成27年9月8日 木古内町議会議長 又地信也様。木古内町議会総務・経済常任委員会委

員長 平野武志。

総務・経済常任委員会所管事務調査報告書。

総務・経済常任委員会の所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記 1. 会議開催状況。

会議開催状況につきましては、7月2日、7月28日並びに8月24日の3回にわたり開催しており、欠席委員はおりませんでした。

2. 所管事務調査項目。

所管事務調査項目につきましては、総務課ほか6課で、工事契約についてなど、現地調査を含めて10項目について事務調査を行っております。

3. 調査報告。

総務・経済常任委員会所管の事務について調査を行った結果、当委員会として次のとおり報告いたします。

(1) 今後の水道事業計画について。

民間業者（コンサルタント）に委託し専門的知見から示された水道事業の現状の経営状況や今後10年程度の中長期な視点に立った事業運営等の報告書が完成し調査を行った。

今後、人口減少が進み有収水量も減少していく中、企業債償還金は平成35年まで微増していく見込みであることから、水道事業の経営状況は益々厳しくなることが予想される。

報告書での懸案事項については、各施設や設備の老朽化に対する対応、亀川水系施設の廃止による新規水源の確保、給水原価や有収水量費用単価数値の改善及び簡易水道事業への移行等山積となっているが、担当課においては内容を精査し、町財政部局とも協議を行う中で安心・安全な水の供給はもちろんのこと、水道事業の安定経営に努められたい。

(2) 危険家屋の適正管理に関する取り組み状況について。

平成26年第2回定例会において、木古内町空き屋等の適正管理に関する条例を制定し、今年度も引き続き実態調査を行い、危険家屋対策が徐々に進んでいます。その中で、一部の危険家屋では所有者の特定ができない状況であったが、この度の国の法整備により固定資産税課税情報の内部利用が可能となったことにより、今後所有者の特定が容易となったとの報告を受けた。

現在、担当課で把握している40件前後の適切な管理が行われていない危険家屋が防災・衛生・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことのないよう条例に基づき、迅速な対応を求める。

(3) 人口減少対策について（継続）。

「まち・ひと・しごと創生法」に基づいた事業を推進するため、総合戦略策定委員会を設置し、人口減少に歯止めをかける事業の協議を進めているとの報告を受けた。

庁舎内で発足した人口減少検討会議においては、上記の委員会と並行して進む事案も多いことは理解するが、事前に協議・検討をしていた事業については、町独自での事業展開ができる案件も多いことから早期に取り組むことを強く要望する。

また、まちづくり新幹線課においては、空き家活用等を含む移住・定住対策、企業誘致対策、少子化・子育て支援対策及びサポーター制度の研究・整備等の最重要課題である人口減少対策の懸案事項も多く、限られた人員配置により多忙を極めていることと推察するが、今

後の我が町木古内町の存続を左右する事項であり、最大限の努力を期待する。

以上、報告といたします。

○議長(又地信也君) 総務・経済常任委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会は全員よる委員会でありますので、質疑を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

以上をもちまして、報告を終了いたします。

行 政 報 告

○議長(又地信也君) 日程第6 行政報告。

町長諸報告並びに教育長諸報告につきましては、別紙配付のとおりであります。

なお、町長並びに教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) おはようございます。

議員の皆様には、時節柄、何かとご多忙のところ、平成27年第3回定例会にあたり、行政報告が1件ございますので、ご報告をいたします。

1. 防火水槽接続管の漏水について。

8月14日金曜日、午前7時頃、港町の住民から「港団地入口付近の道路から漏水している」と言う連絡があり、建設水道課の職員が、現地を確認したところ、国道から港団地前に設置している防火水槽へ接続している配管からの漏水があることが判明しました。

復旧作業を行うためには、港町地区から釜谷地区までの給水を止める必要があることから、日常生活に影響の少ない深夜作業とすることとし、防災行政無線により「午前1時から午前3時まで断水をして緊急工事を行う」旨の住民周知を行いました。

復旧作業は、翌15日土曜日、午前1時に断水をし、約40分で作業を終了し通水を再開したところでございます。午前4時に全ての作業を終了したところでございます。

このたびの漏水の原因は、昭和51年に整備・布設した防火水槽に接続する口径が75mmのちゆうてつかん鑄鉄管であることから、老朽化による破損があると思われま

す。なお、このたびの緊急工事等に要する費用につきましては、本定例会に渡島西部広域事務組合負担金として追加補正の予算計上をお願いをしております。

以上で、行政報告を終わります。

○議長(又地信也君) 町長より行政報告が終わりました。

質疑をお受けしたいと思います。ございませんか。

2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) 新井田昭男です。

いま、町長のほうから行政報告ということで、防火水槽接続管の漏水についての縷々ご説明をいただきました。これにあたっての対応は、非常に迅速で住民にはさほどの迷惑がかけられず対応できたのかなとそんな評価を個人的にはしております。

そういう中で一つ気になるのは、やはりこの防火水槽の接続の配管ということですよ。

原因は老朽化ということである程度原因はわかっているのでしょうかけれども、問題は行政報告に今後の対処の仕方がないわけですね。やはり原因がわかるということであれば、こういう古い配管の防火水槽に接続する箇所数が何箇所あるのかと。その辺のやはりきちんと認識をされているのかどうか。それに対応する何か策をもって、今後講ずるのか。やはり、我が町は大昔大火という大変な防災の危機に面していたわけです。そういう部分をやはり業者のほうから考えると、「こんなのは古いから仕方がないのだ」ということではないと思えますけれども、そういう針の穴がいずれは大きいとんでもない大きな穴になるのだという解釈の中でいけば、やはりきちんとこの辺を今後の対策を行政報告の中で、お示しするのが本来筋ではないのかなとそんなふうに思っているわけです。その辺について今後の対応、そしてその古い管の対応に関してはどのようにしていくのか、この辺をちょっとお答えいただきたい。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(若山 忍君) ただいまのご質問ですけれども、今回の漏水箇所につきましては、現国道から港団地の入り口に設置してある防火水槽への接続管の破損と思われます。今後の対応策につきましては、この51年に整備された防火水槽の後に、第6次の拡張計画で昭和53年に釜谷まで接続した本管が付近にございますので、その200mmの本管から直接今度は防火水槽に接続する予定としております。

それと、そのほかの防火水槽についてですけれども、消防が主体となって日々毎日防火水槽の点検は行っています。その際に、もしそういう漏水の疑いのあるような箇所があれば、その都度対応していくことになると思います。

接続管については、年度もそれぞれ違いますので、一概に「古いからだめだ」とか「新しいから持つ」とかそういうものではなくて、危険な予知があった時点でその付近を調査して対応していくという対策を取ってっております。

○議長(又地信也君) 2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) いま、建設水道課長のほうからご説明がありましたが、基本的にはやはり古い管というのは、どうでしょう。一般的な解釈でいくとやはり危険性が伴うというのは、一般的な考えだと思うのですよね。日々、当然こういう防火水槽を消防団員が見守るというのはこれは当たり前の話なのですけれども、やはり行政としてもそういうデータをしっかり、やはりかかる機関にご説明をすべきだと思うのです。そういう中で、そういう危険性のあるところは「こうだあだ」という認識を踏まえながら点検をしていく。そうでなければ、爆発をしてから「古かった」とか「何か原因があった」とかということであれば、これはもう要するに消化のためですから。いわゆる俗に言う、常に言われている住民の生命・財産を守ることが前提なわけですから、その辺はやはりきちんと今後対応してもらいたいと強く要望します。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ないようですので、質疑を終了いたします。

次に、教育長よりの行政報告をお願いいたします。

教育長。

○教育長(野村広章君) おはようございます。

教育行政報告が1件ございますので、ご報告をいたします。

1. 木古内バレーボール少年団の全国大会準優勝について。

木古内バレーボール少年団（団員11人）は、8月11日から14日まで東京都などで開催された第35回全日本バレーボール小学生大会に出場し、男女混合の部において初戦から8連勝で勝ち上がり、初めての全国大会出場のみごと準優勝に輝きました。

男女混合の部は、男女それぞれ1人以上を含む6人で対戦し、ことしは全国から42チームが出場いたしました。

木古内チームは、2度の予選リーグを全てストレート勝ちし、上位8チームによる決勝トーナメントに進みました。

また、準決勝においてはフルセットの末に勝ち、決勝では京都府代表チームに惜敗しましたが、準優勝という快挙を達成いたしました。

なお、この全国大会において、北海道内少年団でベスト8以上の成績は、今回が初めてであります。

以上で、教育行政報告を終わります。

○議長(又地信也君) 教育長の教育行政報告が終わりました。

質疑ございませんか。

8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 鈴木でございます。

本当に素晴らしいことだと思います。私達議員、そして町民の皆さんも非常に喜んでございました。それで、今後も子ども達が思いっきり勉強にスポーツに励むことができるように、設備等活動できる環境をより整えていただければと思っております。

以上でございます。おめでとうございます。

○議長(又地信也君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、行政報告を終了いたします。

一 般 質 問

○議長(又地信也君) 日程第7 一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問につきましては、お手元に配付の通告書の順によって行うことにいたします。

はじめに3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 3番、平野武志です。

本日、3項目の通告をしてございますので、順に一般質問をさせていただきます。

まず、一つ目でございます。木古内パークゴルフ場（佐女川農村公園・フォーレストパークりろない）のコース拡大と公認コースの認定について。

人口減少が進む中、パークゴルフ場の競技者人口は、年々増えていると言われております。全国で150万人、そのうちの半数近くが北海道であるという統計もありました。

当町の施設も道南では屈指のコースであり、開業時から評判も良く施設管理も職員の方々

の努力により、素晴らしいコース状況を保っております。

今後、益々競技者人口が増えていくということを推測しまして、コースの拡大（新設）、それと日本パークゴルフ協会公認コースへの申請。この申請をすることにより、現在利用されている競技者の満足度アップ、また各種大会の誘致の実現が可能となり、来町者増が見込まれ経済効果が図られると私は思います。

そこで、下記記載の項目についても併せて教育長の見解をお伺いいたします。

一つ目は、さらなる利用者増を目指し若者層へのPR（施設のはじめて利用者されるかたへの特典を考えたり、若者向けのパークゴルフとの合わせたイベントを企画）するということを考えられないかお聞きいたします。

もう一つといたしましては、町外利用者です。木古内町以外から来られるかたのツアーの企画です。いま現在も某温泉で、パークゴルフ場を使ったツアー等を企画しておりますが、町も絡んで町内の飲食店や温泉施設との提携の企画を考えられないかということでございます。

もう一つは、コースのオープンとクローズ時期の見直しでございます。これは、例年町民からの意見が挙がっておりまして、委員会等では常に申し添えておりますが、オープン時期をもう少し早くできないかと、クローズ時期をもう少し遅くできないかという部分。上記と合わせまして4点、お伺いいたします。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(野村広章君) 3番、平野議員のお尋ねにお答えをいたします。

まず、木古内パークゴルフ場のコース拡大についてでございますが、現有施設に関しましてはご承知のとおり、コース数は3コース、27ホールを有しており、初心者から上級者まで楽しんでいただけるコース設定になっていると認識しております。

また、パークゴルフ場の施設管理の状況などからも、27ホールを維持していくことが最善であると考えます。

したがいまして、教育委員会といたしましては、町民の健康増進、体力づくりの推進を図る上で、現有施設の規模や機能において十分であると考えておりますので、パークゴルフ場コースの拡大（新設）については考えておりません。

次に、公認コースの認定についてでありますけれども、木古内町の施設については、日本パークゴルフ協会公認コース認定規程に照らし合わせた場合、コース認定は可能であると考えます。

しかしながら、公認コースに認定されることだけで、必ずしも大規模な大会の誘致ができるわけでもなく、むしろ、現状においても、3コース27ホールの施設で可能な規模の大会が数多く実施されております。

大切なことは、利用者の方々に満足していただくために、魅力あるコースの保持に重点を置いた環境整備とサービスの向上に努めていくことと認識しております。

したがいまして、教育委員会といたしましては、公認コースの認定申請をすることなく、引き続き現状施設の管理運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、利用者の拡大についてでございますが、ご指摘のように初心者の利用拡大は課題であり、若年層へのアプローチも大切であると考えております。

このため、今年度においては、町民パークゴルフ大会において「初心者部」部門を新設

した運営の工夫や、リロナイふれあい学園や無名塾などで高齢者の方々や子ども達がパークゴルフに親しむ機会を設けるなど、社会教育事業における取り組みを進めているところでございます。

また、木古内町パークゴルフ協会の協力の下に、初心者のかたを指導していただく機会を設けております。

今後につきましては、初心者利用拡大を図るため、次年度に向けて、用具の無料貸出を検討するとともに、各種大会や教室においても、パークゴルフ協会や体育協会との連携を図りながら、さらに運営の工夫改善に努めながら実施してまいります。

次に、町外利用者ツアーの企画についてであります。今年度においても、町内業者がお客様を募り、団体で利用されている状況があります。施設利用者拡大のためには有効なことと考えております。

この企画については今後とも、町外業者の方々が主体となり、営業活動にパークゴルフを組み込んで、施設を一層利用していただくことに期待しているところでございます。

したがって、この場合の施設利用にあたっては、従前通りの団体利用扱いといたしますが、教育委員会がこのツアー企画に取り組む考えはございません。

次に、利用期間の長期化についてであります。パークゴルフ場の運営期間については、以前5月初旬にオープンしておりましたが、平成26年度からは4月中旬にオープンしております。

今後につきましても、除雪作業等を早めに行い、早期にオープンできるように努めるとともに、クローズ時期についても芝生の状況を見極めて1日でも長く、多くの利用者の方々に楽しんでいただけるよう配慮してまいりたいと考えますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 大変、消極的な答弁だったのかなと感じております。

順番にいきまして、最後のコースのオープンとクローズに関しては、既に早めていますし今後も1日でも多く努力されるということの答弁でしたので、了解いたしました。

今回、パークゴルフ場の当然財政も関わってきますけれども、このコースの拡大と日本パークゴルフ協会公認コースの申請をしていただきたいという提案は、この下の二つとつながるのですけれども、さらなる利用者増を目指す部分と、町外のかたがより魅力のある、そしてツアーを組んで木古内町に来町していただくということが考えでございます。今後、新幹線駅が開業するにあたり、いま現在木古内町は広域連携ということで、他市町との連携でその核となるということで、取り進みをメインにしておりますけれども、我が町がメインとなる客を誘致できる施設というのがなかなかない現状があります。このパークゴルフ場につきましては、この木古内町において唯一他市町から呼び寄せて、ツアーの材料にできるのかなというふうには思いましたので、このような提案をさせていただきました。教育長の答弁を聞きますと、「町民の健康を維持する」ということを含めまして、「現状を保持する」という言葉を3回ほど使われておりましたが、それは当然のことです。町民のかたに喜ばれるという部分については、今後も継続して三つのホールでいいのだということについては理解はしますが、私は先ほども言いましたように、新幹線駅開業に向けてさらに他市町から呼び寄せることによって、この日本パークゴルフ協会公認コースということがすごい武器に

なると思うのです。私も知人に聞きましたけれども、現在の3ホール、27ホールですか。そこからあと九つを増やして、36にすることによってできる大会が数多くあるということを伺いました。函館の某企業さん、大きな企業なのですからけれども、そちら数社とちょっと話をする機会がありまして、各市町村のパークゴルフ場にその会社の大会ということであるのですけれども、その基準が36ホールなのだそうです。なので、36ホールにすることによってより多くの町外からの観光客と言いますか来町者を求めることができると思います。よって、教育長の見解からしますと、「町民の健康管理、現状を保持する」という考えでありますけれども、これはできれば町長にもお答えしていただきたいのですけれども、新幹線駅開業を元に、より木古内町に人を呼び寄せるといふ部分で、このパークゴルフ場を武器にするという考え。武器にするということは当然拡張、公認するということにつながっていくわけですがけれども、その部分について町民の保持だけのみならず、他市町から呼び寄せるといふ観点から、もう一度考え方が変わらないのかどうかお伺いいたします。

○議長(又地信也君) 教育長、先に。

○教育長(野村広章君) 先ほど申し上げたとおりでございます。基本的な考え方につきましては、町民の健康保持増進というようなことでございます。

それで、27ホールというのはそれなりの規模で、そして機能であるというふうに私は認識をしていたのです。36ホール以上、これは9ホールを増やせば、これはそれなりの大きな大会を誘致することはできると思うのです。プラス公認ということ。その渡島函館管内でも数箇所ありまして、やはり大きなところでは大きな大会をしているというのは現状です。それで36ホール以上にしたとしても、大きな大会を1年間に何回できるかということと、それからここで地元でやるということは、やはり木古内町パークゴルフ協会の協力だとかそういうような関係もあるのです。そういうことを考えますと、それは方法論でありますけれども、基本的には私は町民の健康増進、それから体力作りこれについて27ホール。非常に私は町外から見ると、利用者から見ると、魅力のあるコースだというふうに認識しておりますので、この状態をしっかりと維持・管理していくということが責務ではないのかなというふうに思っております。

○議長(又地信也君) 答弁者は、一般質問者から教育長ということになっております。ただ、いま一般質問者のほうから町長に向けての答弁ができますかということですので、その準備ができていますかどうか。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 平野議員のお尋ねのように、日本パークゴルフ協会公認コースというのは、非常にネームバリューもありますし、外に向けては発信力のあるものだとして理解をしております。

また、コースの増設につきましても、現在よりも幅広くご利用いただけるものだとそのようにも思っております。しかし、教育長の答弁にありましたように、公認コースがはたして人をそんなに呼べるのかということ、随分検討していたようでございます。また、コースの拡大となりますと、現在の試算で1億5,000万円かかります。この1億5,000万円をいまかけて、はたしてこのコースを増設した中で、どれだけ集客力を増すかということなども十分考えなければなりませんし、また私どもの調査の中では、コースを拡大すると大きな大会があるのですが、その大会の時間が相当時間がかかると。そういったことで、今度はほかの利用

者の利便性も損なうなど。またもう1点は、旅行業者等が入った場合には、あまりお勧めのコースにはならないようでございます。そんなことなども含めまして、現在の段階では新たなコースの増設はしない。さらには、改めて費用負担のかかる公認コースの申請につきましても、行わないという回答になったところでございます。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) いま現在の考えは、わかりました。わかりましたというか。それで、いまの町長の答弁について、1点だけ質問させていただきますが、「旅行業者にとってはお勧めではないコース」ということの旅行業者さんから言われたと思うのですけれども、それはどの部分がお勧めではないということなのか内容がわかればお知らせいただきたいと思えます。それについての対応はしているのかどうなのかという部分です。

教育長におかれましては、町民の健康を押し出すということを全面に押し出されておりますが、いまのお話を聞きますと、過去にも増設する場合には1億5,000万円かかる。あるいは、大きな大会をどれだけ誘致できるのかというお話もございましたので、過去にも検討をされているのだなということはわかりました。ただ、先ほども私が申し上げましたとおり、私の知人の中からだけでも何社も「36ホールにすることによって木古内を利用できるのだよ」という声がありました。教育長がおっしゃられた、「実際、大きな大会をどれだけ誘致できるかわからない」という言葉がありましたが、実際いまの答弁の中で調べられたと思うのですけれども、大きい大会をどのくらいの頻度で誘致できるのかという過去に調査した状況の結果をいまお知らせできればしていただきたいと思えます。

それともう1点、先ほど町外利用者ツアーの企画ということで、町内の飲食店や温泉施設との提携企画ということで、「大変有効です」というお言葉をいただきましたが、結果的には「一般業者がやってくれ」というような答弁に聞こえました。これは、やはり木古内町が管理するパークゴルフ場、当然一般業者が案として出して、「どんどん活用してください」というのが必要ですけれども、やはり教育長自ら有効とおっしゃるわけですから、木古内町へ来客客をより多く求めるためにも町が企画をしてもいいではないですか。町が考えてパークゴルフ場に人を集めて、木古内町の飲食店を使ってもらって、若しくは宿泊をもらって、新幹線開業駅を祝って、より木古内町に経済効果を落とすという考えは行政として考えて当然だと思いますけれども、その辺の部分をもう一度行政として、このツアーの企画等を考えていくかないのかどうなのか。教育長に2点、町長に1点を伺いまして再々質問、3度目の質問とさせていただきます。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 質問者を指定していながら、私のほうに質問がどんどんどんどんきているような状況でございますので、できれば最初から2人のほうに質問を出していただければ、よろしかったのではないかと考えておりますが、せっかくだいた質問でございますので、お答えをしたいと思っております。

まず、先ほど旅行会社の件につきましてもお尋ねがございました。副町長のほうから答弁をさせます。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま、ご質問にありました旅行ツアーの企画についてでございます。議員のほうからは、新幹線を活用してということで、9町連携のお話であります。9

町連携での旅行ツアーとなりますと、1日あるいは2日の間でこの管内を回っていただくという考え方に立ちますと、パークゴルフで1時間半なりの時間を取られるとなかなか旅行商品として業者に提供するの難しくなってくるなというふうに思っております。これは、時間的な制約でございます。ただ、そのところはこれからまだ旅行業者と懇談する機会がありますから、当町のパークゴルフ場を使って新幹線でいらして、健康増進と言いますか温泉に入ってパークを行って宿泊をします。そういう企画が有効であれば、お話をしていきたいなというふうには思っております。ただし、最初に言いましたように9町連携ということになりますと、なかなか木古内のパークゴルフ場を組み入れていただくというところでは、難しくなってくる時間的制約ということですので、町外利用者ということになれば、これは施設として町が整備したわけでございますので、町内の事業者の方々が利用をすることに対しては、十分に相談に応じられるというふうに思っておりますので、これまで同様に団体利用ということで進めさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(野村広章君) 平野議員のほうから2点、ご質問がありました。

公認規模の大きな施設で、大きな規模の大会が行われている実態についてというようなお話だったと思います。私達の調べたところによれば、100人規模、それから200人規模、300人規模、渡島函館管内で5回の大会を行っているというようなことでございます。この100人規模の大会については、実は木古内町でも去年、一昨年に企業が主催した大会を実際に実施しているところでございます。しかし、200人、300人となればこの27ホールでは夕方の時間を超えて大会に支障が出るような形になるかというふうに思います。現状では、100人規模、200人規模、300人規模、これは道南では年間六つの大会が行われるというようなことでございます。

それから二つ目につきましては、町外利用者ツアーの企画はできないのかというようなことでございますが、私達の町の教育委員会の事業としては、これはご案内のとおり、町民のというようなことでございます。町外の方々、この中に対象として広く募って行うというようなことまではすることはできません。したがって、町内の業者の方々が主体的な営業活動の中で、このパークゴルフ場の施設を十分に利活用していただきたいというようなことで考えているところでございます。

○議長(又地信也君) 1番目につきましては、3回目の質問が終わりましたので、2番にお移りください。

3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 2番目の項目に入る前に、ただいまの答弁に対しての質問はしませんので、見解だけよろしいでしょうか。

○議長(又地信也君) 何ですか、もう一度。

3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 2番目の質問に入る前に、再質問はいたしませんけれども、町長、教育長の答弁に対しての見解だけひとこと述べさせていただいてよろしいですか。

○議長(又地信也君) 本来は、3回目の質問で終わりになります。特別に許します。

3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 食い違いもあったものですから、見解の。

まず、町長から申し添えられたとおり、答弁者を教育長としながら町長にもお伺いしましたこととお詫び申し上げます。今回は、そのような可能性があれば町長の名前も記載したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

副町長からの答弁がありましたけれども、旅行者お勧めではないということについて町長のお話ぶりでは、コースに不備があつてというようなのかなと思つて再質問をしたわけでございます。ただ、副町長の答弁では、広域の中で時間が限られているという答弁でしたけれども、私が先ほど申し添えたのは、広域連携として頑張っていますけれども、我が町独自のツアーを組む際にパークゴルフ場の利用が必要ではないかと言つたので。広域連携の中に組み込んでくださいという話ではありませんので、そこをちょっと話の食い違いがあつたと思つています。

それで、教育長の答弁にもありましたとおり、町民のためにとということがありますけれども、今後新幹線駅開業後は非常に大事な時期だということで、「大変ではないか、新幹線のお客さんがどれだけ下りるのか心配だ」という声が町民からたくさんあつております。その中で、1人でも多く木古内町に来ていただくための策の一つとして提案したわけですが、残念ながらあんまり良い回答がありませんでした。今後、議会メンバーも議長をはじめ、パークゴルフ愛好者もいますので、その辺の調整を今後どのような利活用をしていけるのか考えながら、また今後提案していきたいと思つています。

2項目目に入ります。木古内町における男女共同参画社会の考え方についてでございます。

国が、男女共同参画社会基本法を制定してから16年が経過しております。「男女が、社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に参画する」という理念に基づき、都市部では女性の活躍も目立っていますが、木古内町を含む郡部では、なかなか基本理念に沿った取り組みが見えません。

職員、管理職等の人事や各種委員会の任命等について、今後の女性登用をどのように考え、どのような目標数値を立てているのか。男女共同参画社会の総合的な今後の取り組みも含め、町長の考えを伺います。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 3番、平野武志議員のお尋ねにお答えいたします。

当町における男女共同参画社会についてのお尋ねでございますが、現在、各種委員会委員等の構成につきましては、積極的に女性の登用に努めております。本年9月1日現在、男性が181名、女性が87名です。女性の比率は、33%となっております。

また、職員の構成につきましては、全職員171名中、男性88名、女性83名と、ほぼ同数でございます。

このうち、女性職員が多い病院・老健の病院事業を除きますと、女性の比率は36%となります。職種の内訳で申しますと、管理職はおりません。主幹・主査職につきましては26%、主任職では73%、主事・技師等では42%ということになっております。

現在、女性管理職はおりませんが、力のある職員につきましては、積極的に主査職への登用をしておりますので、将来の管理職候補が増加していると言つていいと思つています。

このように、当町の女性雇用率は、事業所としては高いほうに位置しており、男女共同参画社会基本法の理念に、十分基づいて運営をしていると認識しております。

一方、事業所における「出産・育児と就労の両立」についての配慮が必要でありますので、

子ども・子育てを支援できる職場環境の確保に努め、男女を問わず、子育て世代の職員への職務負担の軽減に努めることなどは、極めて大切であります。

このため、職員人事における異動や昇任に当たりましては、女性割合の目標値を設定する以上に、職員の働きやすい職場環境に配慮し、また職員個々の能力を最大限生かせるよう、適材適所に努めているところでございます。

また、町内の事業所の多くは中小企業でありますので、事業所においては、この法律の趣旨に沿った環境整備にご苦労が多いかと思っております。したがって引き続き、男女共同参画社会基本法の趣旨につきまして、事業所に対する周知を図っていくこととしております。以上です。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 細かい数字まで、パーセンテージまで出していただきました。ちょっと私の調べた数字よりも遙かに女性のパーセンテージが多くてちょっとびっくりしたのですが、私が調べたところではどれが大事でどれが大事ではないということはないのですが、人口減の総合戦略策定委員会につきましては、先日発足されたばかりですが、14名のうちの1人。まちづくり委員会につきましては、15名のうち3人。木古内町教育総合推進中期計画策定委員については、12名のうち3人と。私の調べた範囲では、遙かに女性の登用が少ないなというデータの基に、この質問をしたわけでございます。この議場を見ましても我々議会としても課題と言いますか私個人が思うには、女性の議員さんが出ればいなど常々思っております。管理職につきましてもいまはいませんが、今後の管理職の候補が育っているということですので、今後益々女性が登用される機会が増えていくのかなとそんな考えも町長がおありなのかなということで、理解しました。

それで、これは男女平等という観点ではなくて、私も様々な会に所属しておりますけれども、この女性の観点と言いますか視点というのはまた我々男性とちょっと違っていて、ある会議でも男性だけの会議よりも女性が入った会議が進むことによって、より前向きな視点だったり取り組みができるという部分を多く感じられるものですから、いま町長の答弁がされたとおり、今後も益々女性の活躍できる場を町として推進していただくように、そしてその女性の活躍により町が活性化するように願っております。いまの答弁のとおり、進めたいと思います。

3項目目に入ります。3項目目でございます。4年前も同様の質問をいたしました。再度4年経ちましたので質問させていただきます。

大森町長の次期出馬についてでございます。

4期16年の大森体制も残すところ半年の任期となりました。4期16年、永きにわたり山を越え谷を飛び、大変ご苦労された中、木古内町を牽引してきた大森町長には敬意を表します。来年4月の任期満了を迎え、次期出馬についてのお考えをお伺いいたします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 来年4月に木古内町長の任期を迎えますが、当町のまちづくりの柱であります「保健・医療・福祉の充実」をはじめ、来年3月に迫った北海道新幹線の開業におきましては、開業までの数多くの計画の実現やPR活動の実践など、様々な開業準備を進めております。

また、開業効果を高めるために、関係団体との皆さんとの連携を図り観光振興・商業振興

に努め、さらには、地元の美味しい食材をその利用を進め一次産業の振興に寄与するなど、4期目を振り返りますと、前進、前進の毎日であったように感じております。

こうした中、自身、改めて来年4月を考えるまでには至っておりませんでした。新幹線時代にしっかりと対応し、木古内町のさらなる発展と、住民の幸せを念頭に、冷静に判断をする時期と認識をし、かねてより来年の改選期に向けて、住民のかたからの激励の声や、次期を期待する声を耳にすることが多くなっていることも含め、微力ではありますが、全力でその任務に当たってまいりたいと考えております。

○議長(又地信也君) 再質問はございますか。

3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 町民からなのか支援者からなのか、次期の声もあるということで、その期待に応えたい。「次期ももう1期やるのだ」というような姿勢、いま現在の町長のお気持ちはわかりました。次期はもちろんそうなのですが、残りの半年間大事な事業が控えております。「新幹線の駅開業、そこに向けてこれまで一生懸命毎日やってきた」と言いました。その言葉の中に食について、「観光客を誘致する」という言葉があったのですけれども、先ほどの1項目目の一般質問の中で、よりお客さんを呼ぶため地元の飲食店、または宿泊施設に経済効果をもたらすための質問をしたつもりが、ちょっとその部分はいまの答えとどうなのかなというふうに感じておりますが、それ以外の部分については、本人のいまの評価通り一生懸命やってこられたのでしょうし、残り半年間。あと半年で任期は終わりなのだということで緩めることなく、益々積極的にいま町長の言われた部分を進めていただきたいと願い、以上で一般質問を終わります。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君の一般質問をこれで終了いたします。

次に、4番 竹田 努君

○4番(竹田 努君) 4番 竹田 努です。

私は、1点通告しております。安心して暮らせる災害対策についてであります。

北海道南西沖地震以降、大きな災害による被害の発生もなく、安心して暮らせる町として発信できないのか、木古内町をPRしたいとこういう考えからの質問であります。町として本当に安心できる災害対策ができているのか、多少を疑問を持っているところであります。

国内の各地域では、台風等に伴う予想外の雨量、風等により大きな被害が発生しているところでもあります。

当町では、6月から7月・8月に大雨警報等が発令されましたが、幸い大きな被害はなかったと聞いております。しかし、住民の立場からすればどうだったのでしょうか。被害調査を含め町内を巡視した際、未然防止策、災害対策をする箇所がなかったのでしょうか。

私は、事あるごとに主張してまいっております。高齢化率の高い我が町として、高齢になっても安心して暮らせるまちづくりを進めるための災害対策について、3点にわたって町長の見解を伺いしたいと思っております。

1点目は、町内当然警報等が出ますと、その時点で町内の巡視、そして収まれば被害調査等をするわけでありまして。その報告から問題・課題こういうものがなかったのかどうなのか。

また二つ目には、町長自ら当然現地の調査を行う中での町長の感じる問題・課題はなかったのか。

三つ目には、被害がなかった。これは一番良いことなのですが、住民から見れば不安要素

がいろんな角度であると思うのです。その部分について、町長がどのような認識をしているか、ご答弁を願いたいと思います。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 4番、竹田 努議員のお尋ねにお答えをいたします。

安心して暮らせる災害対策についてのお尋ねでございますが、お尋ねにあります7月28日の大雨の際は、農家2軒のビニールハウスが冠水したほか、林道中野越口線にて路盤洗掘と路肩崩壊が、それぞれ1箇所ございました。

また、8月18日の大雨の際には、強風により住宅3軒と物置1軒に一部損壊がありました。

大雨の際には、建設水道課並びに産業経済課の職員による町内巡視を行っております。そのあと、防災計画で定めている、被害調査の担当者による被害状況調査を行い、特に問題はないと考えております。

一方、強風などにより屋根などが吹き飛ばす恐れがある危険家屋が増加していることにつきましては、若干の危惧を感じておりますことから、持ち主が判明している場合は、解体や補修等の指導をしていくとともに、屋根などが風で煽られて危険な状態として連絡があった場合には、消防署と連携をして応急処置などの対応に努めております。

住民から見た不安要因等につきましては、河川の増水による氾濫の危険性、あるいは短時間の集中豪雨により路面排水で処理できず冠水した箇所があり、こういったこととございますが、今回も同様の事件が起きておりますが、家屋への被害等につきましては発生しておりませんでした。

大雨の際の河川の状況につきましては、職員による目視、あるいは国土交通省のホームページにある「川の防災情報」を活用して、常に木古内川の水位の状況を把握しているところでございます。

避難判断の目安となる水位につきましては、北海道により定められておりますが、単に水位が基準に達したことによって避難勧告を発動するというのではなく、目視による河川の状況、現在、または、今後の雨量の予報や、河川の水位の見通しなどを総合的に判断をして、避難勧告等を出すこととしております。

○議長(又地信也君) 再質問。4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) いま、町長の答弁の中で、7月・8月のこの雨量・強風等の中でのこういう若干の被害が出ている。やはり、そういう災害に対する町長の認識というか。私はやはり、こういう部分があるのであれば、先ほど前段に行った行政報告をやはり大きな被害はなかったから、やはり警報が発令して、なくて幸いだということなのですから、やはりこれは行政報告に値するのではないだろうかというふうに自分自身は思っています。その辺は、考え方的に町長と見解の相違があるのかなというふうに思います。当然、職員による現地の巡回含めて、目視の中で確認。これは、「水位は大丈夫だ、どうこうという判断」をするわけで。ですけれども、やはりこの台風等の影響から高波、この越波のことを考えると、これは越波の部分については、住民からも再三要望が出されている箇所もありますし、何年来の課題にもなっているわけでありまして。特に今回私が心配なのは、このバイパス。バイパス前には消波ブロックがあって、そしてその何メートルか置きに部分的に、離岸ブロックが敷設されています。今回のやはり高波、町長も現地を見ていると思うのですけれども、車が通った場合に波がきますと、一瞬先が見えなくなるくらいの越波がくるのですよね。たまさ

か、そのことよっての大惨事交通事故等がなかったからいいのですが、やはりそういう状況を見て逐次、やはり警察あるいは建設管理部等の連携の中で、一時バイパスを通行止めにするとか。旧国道の迂回路があるわけですから、やはりそういう対応も必要だろうと。やはり、特に自分も前浜地区に生活をしていますからわかるのですけれども、今回のやはりこの越波の影響での波の音、それと波の打つ振動が住宅に伝わってくると。前浜に住んでいる人達からすれば、そこに住んでいるから海の側だし波を被るのはやむを得ない部分も一面ありますけれども、できれば何とかならないのかという住民サイドからのやはり願いなのです。ですから、離岸堤の嵩上げがいいのか離岸堤のブロックをもっと増やすべきなのかという部分も含めて、消波ブロックも含めて、やはりあそこが木古内以降のかたからすれば、あそこが唯一の函館までの通り道なものですから、木古内の町内に生活をしている人はたぶんそういう越波の時は、あまりあそこを通行しないで旧道に入るといふことに心がけているようでもあります。やはりそういうこともこれから一つの手立てとして、やはり国なり道のほうに強くやはり要望すべきだろうと。今回の道南期成会の要望書を見ても、この越波の部分についてはないのですよね。松前半島、高規格、江差木古内線、中央通り、こういう部分が主要要望であって、やはり身近なこういう高波に対する防止策を強くやはり要望すべきではないかとかのように思うわけです。やはり、大雨警報が発令されます。巡回だけではなく、やはり住民のかたに「まだ河川の水位は大丈夫だから避難はしなくてもいい」だとかそういう声がかげだとか、住民から見た不安要因を。住民サイドからすればやはり大雨警報が発令になって、河川の水位がだんだん増えてきます。あとどのくらいしたら溢れるか、そうしたら待避をしなければならぬという思いがあるのです。特に佐女川、やはり普通河川の管理の所管もありますけれども、結構いまのプールを下りたところの橋以降の中州の流木がすごくやはり住民がそこを心配しているのです。あの流木なり浚渫することによって洪水が防げる等々の問題もありますし、やはりこの大雨警報、今回の雨でも道路の冠水の箇所。それとやはり、いろんないま工事車両の関係なのかわからないのですが、路肩の水はけが悪いという状況等もありますし、排水の土砂等もありますので、その辺については今後今回の予算計上でも特に補正要因で計上もないですし、これからはどういう対処・処理をするのか答弁を願います。

○議長(又地信也君) 竹田議員に申し上げます。一般質問の趣旨からからだんだん広がっていているように感じます。簡潔にお願いします。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 竹田議員のお尋ねのとおり、災害の認識というのは私も議員と同様の考えを持っております。

その中で、この度の2件の大雨・強風時の行政報告という言葉がございましたが、最初のほうの7月28日の時には、ちょうど委員会が行われておりましたので、その中でご報告をさせていただきます。

一方、8月18日につきましては、特段行政報告ということにはしておりませんが、議会との仲でどういった案件について、行政報告をするかというこれまでの協議もございますが、改めてご提案がございましたので、また議長のほうに確認をさせていただいて、交通整理をするということにしたいと思っております。

ご心配になっている前浜地区の皆さん、そしてまたバイパスを通る皆さんの高波越波このことにつきましては、私も知内・松前方面のかたからは「あそこ、危険だよ」ということ

は何度か聞いております。「その時は危険な時は、町の中を通ってください」と、こんな危険な中で自ら入っていくこと自体が間違っているわけですから、そのようにお話をしておりますが、しかし高波があつて越波するということがあつては本来いけないわけでございますから、これまでも道に要請をして漁組の理解を得ながら工事は進めておりますが、今後も引き続き道には要請をしてまいりたいと考えております。

また、前浜地区にお住まいのかたの波の振動ですとか音ですとか、これを私どもに求められても非常に厳しいわけでございます。特に当町は、当時は国鉄、そしていまはJRの町として線路の側に住んでいる人がたくさんおります。私も線路からはそんなに近くはないのですが、それでも夜中は音がしたり何かしております。こういった生活環境ではありますが、その中でも楽しく住めるように活かしていかなければならないと思っております。これにつきましては、ちょっと個々の問題としてご理解いただきたいと思っております。

道のこれは渡島総合開発期成会の要望事項の関係でございますが、議員はこの高波越波等について「要望事項に入っていない」ということを明言されておりますが、入っております。ただ、重点事項として新幹線、あるいは高速道路、さらには駒ヶ岳の噴火などが渡島としての最優先課題ということになっておりまして、詳細につきましてはそれぞれ町からの要望を期成会でとりまとめ、しっかりと要望を毎年続けておりますので、一つひとつ物事が解決していくように、今後とも努力をしたいと思っております。

住民の皆さんの不安ということになりますと先ほども申し上げましたが、大雨になって河川の増水でいつ氾濫するのだろうかというところが一番大きな不安かと思えます。こうしたことから当町といたしましてもこれからも目視をしたり、あるいは国交省のホームページを確認をしたり、消防との協力をするなど住民の不安がないように、十分努めてまいりたいと考えております。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 期成会の要望書の内容については、自分のちょっといま持っている資料と町長が答えた詳細の部分との若干ずれがあつて認識が違つていましたので申し訳ないです。

前段申し上げたように、今回特に問題はないということなのですが、やはり細かい部分なのですが、今回の大雨で何箇所かやはり側溝に泥が入っているという実態がありますし、そこは職員も見ているのですよね。ですけれども、未だその整備も泥上げもしていないとそういう小さなことが、やはり住民サイドからすればその土砂の詰まりが増水に氾濫になるのではないかとそういうやはり不安要因なのですよね。やはりそういう部分をきちんと現地を確認した中で、やはり取り除く、解消するということが必要だろうというふうに思っています。大きな予算がかかるわけでもない部分とすれば、やはり早急にそういう対処すべきだろうというふうに思いますので、その辺の見解を伺つて自分の質問を終えたいと思います。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) そうですね、側溝の詰まり等が発生しているという事件につきましては、もし何も手を付けていないとすれば、それは何らかの理由があるのだと思います。当町の所轄でないところなどは、国ですとか道との協議が必要ですし、それは確認をします。早急に当町がやらなければならないということでございましたら、これは早急に解

決をいたします。そのような形で、いま改めて竹田議員からこの8月の詰まりがいままだやっていないのだということを伺いましたので、もし当町の怠慢であればお詫びをしなければなりませんし、理由を確認し早急に調査にあたります。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) これは町長、町内の佐女川のスキー場の前の排水ですから、後ほど確認をしてください。以上で終わります。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君の一般質問が終了いたしました。

ここで、暫時、休憩をいたします。

休憩 **午前11時27分**
再開 **午前11時35分**

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、6番 手塚昌宏君。

○6番(手塚昌宏君) 6番 手塚です。

私のほうから1点だけ、町長にお尋ねしたいと思います。

1. 農業の振興について。当町の基幹産業である一次産業、特に農業振興について町長にお尋ねいたします。

当町の農業は、水稻を中心に酪農・畜産、そして施設野菜などの栽培が行われています。その中で、水稻については近年価格が大幅に下落し、昨年においては青死米の発生により収量・品質が低下し、大きく収入が落ち込みました。また、国の政策の変更により経営所得安定対策交付金も半額になり、厳しい経営となっております。農業者は、さらに経費節減に取り組んでいますが、もう限界に近づいていると思います。こうした中で、国は収入減少影響緩和対策の発動を行いました。前年度並みの収入には及ばない状況でございます。このような状況が続けば水稻の農業者は、再生産をする気力も体力も徐々に消耗してまいります。

また、本年度では新規就農者が6名おりますが、その全員が水稻を作付している複合経営をしております。このことから、彼らと水稻作付農業者が継続的に安全で安心できる米を安定した生産ができるように次の事項について、町長の見解を伺います。

一つ、水稻作付については、義務付けとなっている水稻共済掛金及び水稻種子購入費用の助成制度の確立について、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 6番、手塚昌宏議員のお尋ねにお答えをいたします。

まず、水稻につきましては、当町における水田面積は551ha、うち水稻面積は296haで、24世帯が作付けをしており、基幹産業である農業の中でも、取りわけ基幹的作物と認識をしております。

米価につきましては、標準的作柄であります「ふっくりんこ」で比較をいたしますと、平成24年度に1万4,400円、平成25年度は1万3,500円、昨年度は9,700円と、ここ2年間で4,700円下落し、32%以上落ち込んでいるという結果になっております。

財政支援措置策につきましてはまず、経営所得安定対策交付金制度中の直接支払交付金が、

平成25年度までは1反当たり1万5,000円でしたが、昨年度からは議員お尋ねのとおり、半額の7,500円、そして平成29年度からは交付がなくなると伺っております。

昨年度の米価と精米率急落に対しての措置としては、収入減少影響緩和交付金として、23戸におおよそ3,400万円、稲作体質強化緊急対策交付金として、12戸におおよそ320万円が交付されております。

また、町独自の制度として、地方創生交付金を活用し、今年度からは第1次産業後継者支援事業制度を創設し、今後5年間で約2,400万円の経営支援を行っていくこととしております。

お尋ねにあります、水稻共済掛金制度につきましては、今年度当町生産者におきましては、23戸で約296haを対象に、840万円程度の掛金で、このうち半額が自己負担にそのち半額が自己負担となっております。

また、種子購入費用におきましては、おおよそ1万3,000kgを600万円で購入している現況にあります。

さらに、水稻共済掛金につきましては、種子購入費用とあわせて、当町の農業振興を図るために、今後、町の財政状況も踏まえながら、施策の優先度を勘案し、調査研究をしてまいりたいと考えております。

○議長(又地信也君) 6番 手塚昌宏君。

○6番(手塚昌宏君) 詳細にご説明いただきまして、ありがとうございます。

今年度の米価状況にもよりますが、数年前までの高値の取り引きは、今後とも予断のない状況にあります。

また、TPPが妥結した場合、10万t単位での輸入増も想定されます。これらの状況を踏まえ検討していただきたいが、調査・研究するとのことですが、主な視点について何か伺いたいと思います。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) お尋ねにありました水稻共済金、そしてまた種子購入費用につきまして、大事なことでございますので、町の財政状況に鑑み、しっかりと研究・調査をしたいと考えております。

○議長(又地信也君) 6番 手塚昌宏君。

○6番(手塚昌宏君) 終わりになりますけれども、先にも述べましたとおり、水稻取り巻く状況はかなり先行き不透明でありますし、国際的また国内的にも状況を十分に認識された上で、このことについてご検討いただけるよう、再度お願いして質問に代えさせていただきます。ありがとうございます。

○議長(又地信也君) 6番 手塚昌宏君の一般質問が終わりました。

次に、5番 相澤 巧君。

○5番(相澤 巧君) 5番 相澤 巧です。

野生動物対策と町民の安全安心について。

ことし7月の静岡県での電気牧柵の事故が報道され、被害者は死亡、設置者は後日自殺されるという痛ましいものでした。報道によれば設置者は、電気牧柵を本人が自費により設置したとのことでした。

これに関連して、当町の場合は野生動物用の電気柵が12箇所、面積13.9ha、長さ6,520mということであり、補助金の対象であるため町のほうでは全て把握している。このほかハ

ンターによる銃器や箱わな設置による駆除により、農業被害や人的被害の防止に努めているということです。

また、野生動物の市街地への進入が見受けられれば防災行政無線で注意・喚起をしていますが、ことしはいつも出沒している場所のほか、あまり出沒例のない新道地区にも出沒しています。野生動物が増えていることが原因ではないでしょうか。

さらに、ハンターの高齢化や減少が進んでおり見廻り体制は十分でしょうか。

私は、前述のような対応がされていることで少し安心はしましたが、町民の中には、このような対応を知らずにおられるかたもいると思われまます。次の3点について、町長の見解をお伺いいたします。

一つ、野生動物に対する今後の体制。二つ、ハンターの高齢化や減少に対する対応。三つ目、町民に対する現状のお知らせなどについて。以上です。よろしくお願いします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 5番、相澤 巧議員のお尋ねにお答えをいたします。

まず、当町におけます有害鳥獣対策につきましては、木古内町熊防除対策要綱のほか、関係例規に基づき取り組みを行っており、対応組織といたしましては、農協、漁協、猟友会、さらに町内会連合協議会の代表で構成する木古内町鳥獣被害防止対策協議会において、情報共有や各種対策を行っております。

ヒグマの目撃件数が増加した理由として考えられることは、高規格道路の建設などによる山間部への人の出入りが多くなったと思われまます。

また、鳥獣被害の状況といたしましては、ここ数年、4、50万円程度の被害額で推移しており、主な被害作物は、水稻、デントコーン、イチゴなどとなっております。

この被害を防止するため、平成25年度から電気牧柵を設置するとともに、目撃情報が寄せられた場合は、銃器を保持したハンターによる搜索や箱わな設置、朝夕のパトロールなどを行っております。

これら対策により、平成26年度はヒグマ2頭、今年度は現在までに同じくヒグマ2頭を捕獲しております。お尋ねの、先ほど生物とおっしゃっていましたが、野生動物ということで文章に記載されていますので、野生動物に対する今後の体制につきましては、今年度新たに2名が箱わなの免許を取得しことから、負担軽減とともに迅速な対応を期待しております。

今後とも、現状の体制を維持しつつ、より町民が安心して生活できるよう環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

2点目のハンターの高齢化や減少に対する対応につきましては、現在知内町が行っております狩猟免許の取得、あるいは猟銃等の購入、保持に対しての助成制度これらを参考にして、より狩猟免許を取得しやすい態勢づくりに努め、関係団体と連携を図り、ハンターの育成に努めてまいりたいと考えております。

3点目の町民に対する現状のお知らせにつきましては、従前より行っておりますヒグマ出沒時における防災無線での周知、近隣住戸への個別訪問による注意喚起、山菜時期の町政広報での記事掲載に加え、電気牧柵の設置にかかる留意事項を町政広報に掲載するなどの取り組みを継続して行ってまいりたいと考えております。

○議長(又地信也君) 再質問。5番 相澤 巧君。

○5番(相澤 巧君) 対策については、いろいろされているということで理解はしました。

それから、電気牧柵についての広報がその割になかったような気がします。今後も町民が安全安心に沿うように努めていただきたいということで、質問を終わります。

○議長(又地信也君) 5番 相澤 巧君の一般質問が終わりました。

ここで昼食のため、午後1時まで、暫時、休憩をいたします。

休憩 **午前11時53分**
再開 **午後 1時00分**

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 8番 鈴木でございます。

町長に2点ほど、質問をさせていただきます。

1. 家族の介護負担軽減による生活向上等についてでございます。

当町の高齢化率は45%目前となっており、家族の介護負担が深刻な問題となっております。

また、少子高齢化や核家族化も進んでおり、家族一人ひとりの介護負担も増えております。ひと昔前までは、血の繋がりもない隣の高齢者を親身になって介護するというようなことが、地域で当たり前に行われてきましたが、少子高齢化が進んだ現代では、このような状況は難しくなっており、早急に対策を講じなければ健康的な家族の生活が守れません。

以上のことから、家族の介護負担軽減は家庭内の問題だけではなく、地域全体の問題として真剣に考え行動し、解決しなければならないため、次の4点について町長の考えを伺います。

1. 介護家族のかたを対象にした講習会等の実施、2. 介護家族のかたで構成する〇〇〇の集いの開催、3. サポーター制度の導入、4. 仕事をするのが困難な場合の経済的補助。以上でございます。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 8番、鈴木慎也議員のお尋ねにお答えをいたします。

まず、介護保険制度につきましてはご承知のとおり、3年に一度改正が行われております。このため、平成27年度の改正内容と介護保険料の改定につきまして、3月16日から18日の3日間に渡り、町内の5箇所で説明会を開催したところでございます。

また、制度が難しく、内容が十分に理解できないと言う住民のかたもおられますので、介護保険利用ガイドと、当町が独自に行っている介護保険給付対象以外のサービスについての一覧を、8月号広報に折り込み、周知に努めたところでございます。

お尋ねの1点目は、介護家族のかたを対象とした講習会の実施につきましては、介護事業の年度計画に盛り込み、機会があるごとに実施をしております。

今年度につきましては、中央公民館において「家族のための介護教室」と題して、理学療法士を招き、講演会と実技講習を行うこととしており、期日が決まり次第、広報紙や行政防災無線を活用して町民に広く周知をしたいと考えております。

2点目の家族介護者等への集いの開催につきましては、個別のケースにつきましては介護支援専門員、通称ケアマネージャーにより、日頃から相談ができる体制を整えております。

一方お尋ねにあります「集いの開催」につきましては、現在行っておりませんので、家族介護者等のご意見を伺いながら、今後、協議を進めたいと考えております。

3点目のサポーター制度の導入につきましては、現在、町内会単位による地域サロンの開設を呼び掛けており、この7月より町内1地区で開始したところでございます。

運営につきましては、地域のボランティアの皆さんを中心に行っており、近所の皆さんが誘い合って参加していただいたところでございます。

このような地域力によるサポート制度が図られましたことは、大変望ましいことですので、今後も地域サロンの拡大に向けた取り組みと合わせて、地域のサポーター養成に努めてまいりたいと考えております。

4点目の仕事をするのが困難な場合の経済補助につきましては、介護家族からの相談につきましては、地域包括支援センター職員が現在窓口となっており、関係する機関と連携をして、在宅や施設サービスの利用などを検討し、仕事が続けられるよう支援をしているところでございます。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 4点の答弁をありがとうございます。

その中で、町長のほうもおっしゃっていましたが、実際にいままで単独または連携しながら実地をしたという報告も受けておりました。ただその中には、やったもののそのあとどうなったのかと。いわゆる成果の部分、継続の部分を今度どのように反映していくのかと考えますと、やはり介護家族のかたに対してアンケートを実施していただきたいと。それは、一応こちらの平成23年度の資料なのですけれども、こちら一応全国版でアンケートを取っております。このアンケートを基に、介護家族のかたの分析・状況をきちんと把握して、これから益々大変になる介護家族のかたをサポートしていくということでございますので、こちらのアンケートのほうを実施していただけるかどうかのご質問と、あと1点こちらの介護保険利用ガイド。こちら非常に初めて見てもわかりやすいなという部分があったのですけれども、非常に介護福祉は複雑で様々なサービスがございますので、介護だけではなくて例えば福祉の部分ですとか、連動して誰が見てもわかりやすいような周知方法をもう一度精査していただきたいと思っておりますので、こちらのほうと合わせて2点よろしく願いいたします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) お尋ねの家族介護者等へのアンケートの実施につきましては、先ほども申し上げましたように、これからご意見を伺っていく段階でございますので、その中で必要に応じて実施するしないの判断はしていかなければならないと思っております。まずは、家族介護をされている皆さんと意見を交換するところからスタートしていきたいと思っております。

また、住民の皆さんによりわかりやすく周知をするという意味では、さらなる検討も必要なのかもしれません。精査をする中で、ご期待に応えられるように努めてまいりたいと思っております。

○議長(又地信也君) 再質問はございますか。

なければ、2番目の一般質問に入ってください。

8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 2番目の質問に入らせていただきます。

結婚・出産祝い金制度導入についてでございます。

人口減少対策は当町の最重要課題として様々な角度から取り組んでいることは把握していますが、他の市町村と比べ、人口減少率ランキング上位にも関わらず危機感が全く足りないと感じています。地域の宝である大切な子ども達に「1人でも多くこの町に住んで欲しい」と私は思い、願っています。

そのためには、様々な環境整備が必要であり、その中でも結婚・出産祝い金、そして非常にデリケートな問題である不妊治療の全額補助が必要と考えています。6月の定例議会で私の一般質問に対し、町長の「行政としては、婚姻後の住宅や出産、子育て、教育等の施策をしっかりと行っていきます」と答弁していますので、実行力をもって町民に示してくれると期待しています。当町の危機的な数値となっている出産に関し環境整備を整え、地域全体で支えていくことが必要であるため、つぎの3点について町長の見解を伺います。

1. 結婚祝い金制度導入、2. 出産祝い金制度導入、3. 不妊治療全額補助制度導入。以上でございます。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 結婚・出産祝い金制度導入についてのお尋ねでございますが、出産は一般的には、出会いがあって、そして結婚、出産、子育てとこういったプロセスがあるわけでございますが、この中で町内に住んでいただくと。定着していただくためには、雇用の場であったり、住宅等の環境整備が必要と認識しております。

かつては、「出生祝いのアルバム配布」という制度があった時代もありました。しかし、町の財政状況の変化の中で、財政健全化に取り組むという中では、この制度を含め、いくつかの制度について廃止をして、現在に至っております。

一方、財政健全化の効果を反映する施策として、子育て支援に重点を置くこととし、現在は中学生までの医療費の無料化、さらに学校給食費の無料化等を制度化し、実施しているところでございます。

お尋ねの、結婚・出産祝い金制度につきましては、現在地方創生を進める中で、移住・定住、子育て、企業誘致など様々な検討課題を受けて協議を進めておりますが、取りわけ庁舎内の人口減少対策検討会議におきまして、祝い金制度の協議が行われ、このあと外部有識者で構成するまち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会の中で、議論されることになっております。

また、不妊治療全額補助制度の導入につきましては、現在国において不妊治療をうけているかたの経済的負担を軽減するために、助成制度を設けておりますので、現時点ではこの制度の利用の促進を図っていきたいと考えております。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 1、2につきまして、各委員会で前向きに進んでおるということで、こちらの2点につきましては、理解できました。

まずは、3点目でございます。少しでも専門的なお話をさせていただきますと、不妊治療と言いますのは、あくまでも病気でないため不妊治療のほとんどは保険適用外とされているということでございます。その中で、不妊治療の全国の費用の平均、こちら140万円と言われております。

また、不妊治療をするかしないかそちらのいわゆる不妊検査です。男性では8,000円、女性では1万4,500円かかると言われております。ただし、女性に関しましては不妊検査、そして不妊治療、両方とも1回で済むことではなくて、何度も何度も不妊治療をされているかたがいるという実態がございます。その中で、道と国と1回につき15万円かけるの2の年間約90万円が現時点で最大受けられるということがございますが、先ほど説明させていただいたように、平均が140万円ですので約50万円実費がかかるわけがございます。そういった中で、ご存じのかたも多いと思いますけれども、旭川のベッドタウンになりました東川町。こちらは、全額補助しております。全国でも珍しいケースではあります。その中で、どうしてそれが成り立つのかと言いますのは、人口が確か7,600人前後だったと思います。これが、大都市で全額負担無料にした場合、いわゆるお金が回らなくなる。予算がかかりすぎるというデメリットがあるわけがございますが、木古内町約4,600人前後のコンパクトな町であれば、十分にかかった分の費用に対し結果が出やすいというデータもございます。ですので、私はこの木古内町の不妊治療、これは言葉で言うのは非常に簡単な言葉であるのですが、道南全体、若しくは北海道。東北から無料になることによって、移り住む定住移住が増える可能性もあるということを考えておりますので、こちらの不妊治療を全額無料補助について町としまして今後、方向性として検討していただけるのかどうか、今一度町長のほうに以上のデータも踏まえまして、質問をさせていただきます。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 極めて不妊治療につきましては、大事なことだと理解しております。

また、東川町においての全額負担等につきましても、上川管内の皆さんからそういう話題がなされていまして、承知しております。

そしてまた、この治療費につきましては、平均40万円程度ということでのお尋ねがありましたが、確かにそれぞれの症状によって違いますので、現在10万円から80万円程度をかかっているという実態でございます。こうした中で当町におきましては、道もそうなのですが国の制度だけを使っているというところが極めて多い状況であります。当町におきましても現時点では、国の制度を活用していただくということで、ご理解をいただきたいと思っております。しかし、これからの方向性ということになりますと、検討はしていかなければならないと理解はしているところでございます。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 国の制度のいまお話がありましたが、実は単独で行っている町村、北海道の中でいま76市町村がございます。これも年々増えております。何が言いたいかといいますと、ことしの木古内の広報。こちらの広報の窓口の数字によりますと、約半年間で出産数が約7名と危機的な状況になっております。その一方、お悔やみは約50名と9倍でございました。やはり、このまま20年経つと人口が半分になってしまうという危機的な状況なわけがございます。もう少し、少し乱暴な表現をさせていただきますと、我が木古内町はほかの市町村との人口の奪い合い、こちらにいま現在負けている状況でございます。こちらを本当に将来の子ども達のことを思い、将来のこの木古内町が少しでも人口が減ることなく発展していく、そういうことを願って前向きな判断をしていただきたいと思います。質問のほうは以上でございます。

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

報告第1号 健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長(又地信也君) 日程第8 報告第1号 健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま上程になりました、報告第1号 健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりご報告申し上げます。

お手元に配付しております議案のうしろのほうにあります、別紙監査委員意見書の1ページから20ページまでと、議案説明資料 資料番号1の27ページから32ページを合わせてご覧いただきたいと思っております。

はじめに、当町における実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字額が生じていないことから、比率は算出されておられません。

次に、実質公債費比率は6.5%で、前年度より1.0%の減となっており、早期健全化基準の25%を大きく下回っております。

次に、将来負担比率は88.5%で、前年度より23.8%の増となっておりますが、早期健全化基準の350%は大きく下回っております。数値が増加した原因としましては、新幹線関連工事に係る費用の増に伴い、平成26年度の町債借入額が前年度と比較して5億5,000万円程度増加したことで、平成26年度末の町債未償還残高が5億7,000万円程度増加したためです。

なお、平成27年度についても平成26年度と同様に数値が増加することが見込まれますが、新幹線関連工事が終了する平成28年度以降は減少傾向に推移するものと見込んでおります。

次に、資金不足比率につきましては、対象となります水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、介護老人保健施設事業会計及び下水道事業特別会計の4会計とも、前年度と同様に資金不足額が生じていないことから、比率は算出されておられません。

平成26年度決算における当町の各比率は、いずれも健全段階に位置付けられる算定内容となっておりますが、自主財源が少なく、地方交付税に大きく依存している脆弱な財政構造であることから、引き続き計画的で効率的な財政運営を推進し、各比率の抑制に努めてまいります。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率についてのご報告といたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 報告が終わりました。

質疑があればこれを許します。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ないようですので、以上をもちまして報告を終了いたします。

報告第2号 平成26年度木古内町一般会計継続費の精算報告について

○議長(又地信也君) 日程第9 報告第2号 平成26年度木古内町一般会計継続費の精算報告についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま上程となりました、報告第2号 平成26年度木古内町一般会計継続費の精算報告につきまして、地方自治法施行令第145条第2項の規定によりご報告申し上げます。

次のページをお開き願います。

事業名は、左のほうです。木古内町戸籍事務電算化事業で、事業は平成25年度と平成26年度の2か年にわたって行われ、全体計画・実績ともに、平成25年度は64万7,000円、平成26年度は5,881万6,000円、合計は5,946万3,000円で、財源は全て一般財源となっております。

以上で報告を終わりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 報告が終わりました。

質疑があればこれを許します。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ないようですので、以上をもちまして報告を終了いたします。

議案第9号 手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第1号 平成27年度木古内町一般会計補正予算(第4号)

議案第2号 平成27年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第5号 平成27年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(又地信也君) 日程第10 議案第9号 手数料条例の一部を改正する条例制定について、日程第11 議案第1号 平成27年度木古内町一般会計補正予算(第4号)、日程第12 議案第2号 平成27年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、日程第13 議案第5号 平成27年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま一括して上程になりました、議案第9号・議案第1号・議案第2号・議案第5号につきまして、私からは議案第9号 手数料条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、「社会保障・税番号制度の導入に係る行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、交付した通知カード、及び個人番号カードの再交付に係る手数料を制定するため、現行条例の一部を改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例中、第1条の規定は、平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日からそれぞれ施行するものでございます。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明をさせます。

また、補正予算につきましては、副町長から説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明をお願いいたします。

町民課長。

○町民課長(吉田 宏君) それでは、議案第9号につきまして、ご説明いたします。

資料番号1の議案説明資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

社会保障・税番号制度の導入にかかる「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行により、平成27年10月から個人番号、いわゆるマイナンバーが記載された「通知カード」が全町民に送付されます。

また、平成28年1月には申請に基づき「個人番号カード」の交付がはじまります。

この「通知カード」と「個人番号カード」は、いずれも初回は無償で交付されますが、再交付の際の手数料を有償とし、条例の別表に追加するものでございます。

また、この法律の施行に伴い、住民基本台帳法から住民基本台帳カードに関する規定が削除されることから、条例の別表からも同様に削除するものでございます。

改正内容につきましては、議案説明資料の新旧対照表でご説明いたします。資料の18ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は「通知カード再交付手数料」を「1枚につき500円」と定めるものでございます。

続きまして19ページをお開きください。第2条では「個人番号カード再交付手数料」を「1枚につき800円」と定めるとともに、「住民基本台帳カード交付手数料」並びに「住民基本台帳カード再交付及び有効期間内交付手数料」の規定を削除し、第1条は平成27年10月5日から、第2条は平成28年1月1日から、それぞれ施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 次に、議案1号、2号、5号についての説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま一括上程となりました、議案第1号 平成27年度木古内町一般会計補正予算(第4号)及び、議案第2号 平成27年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、並びに議案第5号 平成27年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第1号からご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,984万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億9,467万8000円とするものです。

補正の主な内容ですが、6ページの第2表「地方債補正」は、補正後の限度額を臨時財政対策債、左側のほうに起債の目的が記載されております。臨時財政対策債として1,510万円、新幹線整備事業債として1,550万円、道路整備事業債として2,560万円、橋梁整備事業債として330万円、体育施設整備改良事業債として370万円、消防施設整備事業債として210万円をそれぞれ追加し、補正後の限度額の総額を10億2,010万円とするものです。

歳出の主な補正内容は、1款 議会費は、姉妹都市鶴岡市市制施行10周年記念式典に参加

するための追加補正です。2款 総務費は、財政調整基金の積立金及び北海道新幹線開業PRソング制作負担金等にかかる追加補正です。4款 衛生費は、渡島西部広域事務組合負担金の追加補正です。6款 農林水産業費は、高収益な施設園芸作物の栽培を促進するため、ハウスの増棟に対する施設事業費の追加補正です。8款 土木費は、財源振替並びに下水道事業特別会計の平成26年度決算に伴う繰出金の減額となっております。9款 消防費は、木古内消防署望楼の耐震化及びアスベスト除去に係る実施設計等にかかる追加補正です。10款 教育費は、今後開催が予定される木古内中学校の各部活動の地区大会参加にかかる追加補正並びに財源振替です。12款 公債費は、平成27年度当初予算の計上誤り等による減額補正です。14款 職員給与費は、財源振替です。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

次に、議案第2号につきまして、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,440万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億6,412万7,000円とするものです。

それでは、歳出からご説明をいたします。

7ページをお開き願います。

1款 総務費、2項 徴税费、1目 賦課徴収費、19節 負担金補助及び交付金 127万2,000円の追加は、本年度の渡島・檜山地方税滞納整理機構に引き継ぐ全体額のうち、国民健康保険税の占める割合が75.7%となりましたことから、この割合に機構に対する負担金 168万円を乗じた額を、国保会計として負担する額を追加するものです。

次に、8ページをお開き願います。

3款・1項 後期高齢者支援金等、1目 後期高齢者支援金、19節 負担金補助及び交付金は、後期高齢者支援金の確定により13万円を追加するものです。

次に、9ページをお開き願います。

4款・1項 前期高齢者納付金等、1目 前期高齢者納付金、19節 負担金補助及び交付金は、前期高齢者納付金の確定により1万2,000円を追加するものです。

次に、10ページをお開き願います。

6款・1項・1目 介護納付金、19節 負担金補助及び交付金は、介護納付金の確定により7万9,000円を減額補正をするものです。

次に、11ページをお開き願います。

10款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、3目 償還金、23節 償還金利子及び割引料 857万7,000円の追加は、療養給付費等国庫負担金返還金 765万円、特定健診国庫負担金返還金並びに道負担金返還金をそれぞれ7万7,000円、療養給付費交付金返還金 77万3,000円は、前年度の負担金並びに交付金が確定したことに伴う追加補正でございます。

次に、12ページをお開き願います。

11款・1項・1目・節 予備費は、平成26年度からの繰越金のうち、ただいまの追加補正及び減額補正をした額を差し引いた4,449万5,000円を追加するものです。

次に、歳入のご説明をいたしますので、6ページをお開き願います。

9款・1項・1目・1節 繰越金は、平成26年度の繰越金が確定したことから、5,440万7,000

円を追加補正するものでございます。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

次に、議案第5号につきまして、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,500万9,000円とするものです。このたびの補正は、前年度繰越金の確定に係る補正です。

それでは、詳細について地方債からご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。

下水道事業債について、前年度の繰越金のうち200万円を充当し、補正後の限度額を7,120万円とするものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

10ページをお開き願います。

3款・1項 公債費、1目 元金 200万円を財源振替するものです。

次に、歳入についてご説明します。

7ページをお開き願います。

4款・1項 繰入金、1目 他会計繰入金、1節 一般会計繰入金 2万5,000円の減額につきましては、前年度の繰越金を公債費に充当した余剰分を減額するものです。

続きまして、8ページです。

5款・1項・1目・1節 繰越金 202万5,000円につきましては、前年度繰越金の追加となっております。

続きまして、9ページです。

7款・1項 町債、1目、1節 下水道事業債 200万円の減額につきましては、繰越金の一部を財源振替し、下水道事業資本費平準化債を減額するものです。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(又地信也君) それでは、議案第1号の詳細説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長(山本 哲君) それでは、議案第1号の詳細につきましてご説明いたします。

はじめに、歳出より説明を行います。

17ページをお開きください。

1款・1項・1目 議会費、9節 旅費 4万8,000円の追加は、姉妹都市鶴岡市市制施行10周年記念式典へ参加するための補正です。

次に、18ページをお開き願います。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、25節 積立金は、財政調整基金積立金として 1億4,267万4,000円を追加補正するものです。

6目 新幹線推進費、19節 負担金補助及び交付金 10万円の追加は、北海道新幹線開業PRソング制作負担金で、北海道新幹線の開業PRをより一体感をもった効果的なものとするため、沿線自治体や経済界等で組織する北海道新幹線開業戦略推進会議が北海道新幹線開業PRソングを制作し、官民連携によるPR活動を行うなど、開業機運の醸成に向けた取り組みを行うための補正です。

議案説明資料、資料番号1の1ページに資料を添付しておりますので、合わせてご参照をお

願いいたします。

次に、19ページをお開き願います。

2項 徴税費、1目 税務総務費、19節 負担金補助及び交付金 127万2,000円は、先ほど副町長から議案第2号でご説明しましたが、渡島・檜山地方税滞納整理機構に対する国保会計負担分が確定したことから、一般会計分を減額補正するものです。

次に、20ページをお開き願います。

3項、1目 戸籍住民基本台帳費、11節 需用費 9,000円、12節 役務費 2万円、19節 負担金補助及び交付金 166万1,000円の追加は、マイナンバー制度導入に係る消耗品や郵便料、通知カード及び個人番号カード関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任するための交付金の追加補正です。

次に、21ページをお開き願います。

4款 衛生費、2項 清掃費、1目 清掃総務費、19節 負担金補助及び交付金 118万9,000円は、昨年度の実績に基づく按分率の確定並びに衛生センター職員の異動に伴う人件費の増減による追加補正となっております。

次に、22ページをお開き願います。

6款 農林水産業費、1項 農業費、4目 農業振興費、19節 負担金補助及び交付金 60万円の追加は、農業経営の安定化と転作田及び既畑等の有効利用を図るために行う高収益な施設園芸作物の栽培を推進するため、新設で行う施設事業費の一部を助成する費用として補正するもので、このたびの助成は規模拡大を図るものであることから導入費用の10%以内の助成となっております。導入棟数は6棟で、内訳はほうれん草ハウス5棟とトマトハウスが1棟となっております。

次に、23ページをお開き願います。

8款 土木費、2項 道路橋梁費、1目 道路維持費の財源振替は、起債申請額の増によるものです。

次に、24ページをお開き願います。

4項 都市計画費、1目 都市計画総務費、28節 繰出金 2万5,000円は、平成26年度の下水道事業特別会計の決算が確定したことに伴い、一般会計からの繰出金を減額補正するものです。

2目 街路新設改良費の財源振替は、起債申請額の増によるものです。

次に、25ページをお開き願います。

9款・1項・1目 消防費、19節 負担金補助及び交付金 316万5,000円は、渡島西部広域事務組合負担金のうち施設費及び事務局費の追加で、木古内消防署望楼これは火の見櫓ですが、これの耐震改修工事及びアスベスト除去工事に係る実施設計委託、並びに港団地防火水槽用配管の漏水工事等に係る費用となっております。

2目 災害対策費、11節 需用費 8万7,000円は、火災時等における消防車両等の出動に際しましては、防災行政無線による広報を行っておりますが、広報する範囲の見直しを行うことに伴う操作プログラムの変更費用として補正するものです。

なお、住民の皆様には町政広報9月号で運用の変更について、お知らせをさせていただいております。

次に、26ページをお開き願います。

10款 教育費、3項 中学校費、2目 教育振興費、8節 報償費 7万7,000円は今後、大会参加が予定される木古内中学校各部活動に係る予算の不足額を追加補正するものです。議案説明資料、資料番号1の2ページに資料を添付しておりますので、ご参照をいただきたいと思ひます。

次に、議案の27ページをお開き願ひます。

4項 社会教育費、1目 社会教育総務費の財源振替は、無名塾並びにいきいきワクワクふれあい広場事業が、北海道の平成27年度地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育体制等構築事業として採択されたことにより、財源振替を行うものです。

次に、28ページをお開き願ひます。

5項 保健体育費、2目 保健体育施設費の財源振替は、起債申請額の増によるものです。

次に、29から30ページになります。

12款・1項 公債費、1目 元金、23節 償還金利子及び割引料 6,231万9,000円の減額、並びに2目 利子、23節 償還金利子及び割引料 617万円の減額は、先の総務・経常任委員会でもご説明をさせていただきましたが、平成27年度当初予算額の計上誤りによる追加及び減額、並びに平成25年度繰越明許費の起債申請額に過充当があったことによる繰上償還による追加となっております。

このことにつきましては、本来あってはならない単純ミスであり、改めて深くお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

次に、31ページをお開き願ひます。

14款・1項・1目 職員給与費の財源振替は、マイナンバー制度導入事務等に係る事務費が交付されることに伴う財源振替をとなっております。

次に、歳入の説明を行います。

9ページをお開き願ひます。

9款・1項・1目・節 地方交付税 1億645万1,000円の追加補正は、地方交付税額の決定によるものです。

次に、10ページをお開き願ひます。

12款 使用料及び手数料、2項 手数料、1目・1節 総務手数料 9,000円の追加は、マイナンバー制度導入に係る通知カード及び個人番号カードの再交付手数料収入を見込むものでございます。

次に、11ページをお開き願ひます。

13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目・1節 総務費補助金 181万1,000円の追加は、同じく個人番号カード交付事業費補助金及び事務費補助金として国から交付されるものです。

次に、12ページをお開き願ひます。

14款 道支出金、2項 道補助金、5目 教育費補助金、1節 社会教育費補助金 6万6,000円の追加は、先ほど歳出でご説明しました、無名塾及びにいきいきワクワクふれあい広場事業が、北海道の事業として採択されたことによるものでございます。

次に、13ページをお開き願ひます。

17款 繰入金、1項 基金繰入金、2目・1節 財政調整基金繰入金 1億8,116万円の減額補正は、平成27年度普通交付税及び平成26年度繰越金の決定等による財源調整となっております。

ます。

次に、14ページをお開き願います。

18款・1項・1目・1節 繰越金 8,736万7,000円の追加補正は、平成26年度決算の確定によるものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) ちょっと何点か確認を含めた質問をさせていただきます。

まず一般会計の19ページの滞納機構の負担金、それと関連する国保会計の滞納機構でのこの同額の例えば追加。先ほど、国保の説明の中で国保の割合のほうは75%あまりになって、そちらのほうにその分振り替えるのだという。何か税務総務費と国保の減額と追加がつうつうなものですから、単純にこの数字の計上というか積算の誤りでこうなったのか。途中でこれが判明をしてこういう今回補正、減額・追加という形になったのかという部分について、ちょっと説明していただきたいと思います。

それと、20ページの通知カードの関連事務の委任にかかる交付金、これちょっと説明の中で聞き漏らしたのですが、どこに委任すると言ったのかちょっとメモをするのを忘れてしまったものですから。それと、そこに委任をしなければこのカード発行の事務ができない、自賄いできないのかどうなのかと。確かにこの財源補てんは国のほうで補てんしているから、町としての財政負担がないわけですけれども、はたしてそんなに委任をしなければカード発行ができないという難しいものなのかどうなのかという部分。説明資料を見てもよくわかるようなわからないような部分がちょっとあるのですよね。逆に町長、これは町民から見れば非常に広報等でマイナンバー、マスコミでもマイナンバーの交付が10月にされるという通知がいきますよと。希望するかたは申請書を出せばカードをもらえますよということなのだけでも、行政側から見ればすごくいろんな部分で利便というか横の連携、福祉の関係を含めて教育サイドも含めた部分で利便性が図れるのだけれども、町民サイドからすればこのあとに付いてくるのは預金の関係まで今度監視されるという部分がいつの新聞だったかな、何日か前の新聞等でもそういう記事が載っておりましたし、すごく町民からすれば必ずしも良い制度だというふうには思われないうのですけれども、その辺をこれから住民周知を含めた説明を具体的にどう進めていくのかという部分について、もし考えがあればお願いしたいと思います。

それから、22ページの農業振興費で施設園芸栽培拡大事業、先ほどの説明の中では高収益は図るためにこの施設ハウスに対する補助と。なぜこの時期なのかという部分と、その辺がどうも理解できない。春に計上しなければいまハウスをやって、例えば来年のためにあれするということならいいのだけれども、こういう時期に。そしておまけに、財源も単費なのですよ。町単独の事業、この部分がほうれん草6棟、トマト1棟という部分がどうもこの辺が。もう少しどういう趣旨でどういうメリットがあってというやはり資料を付けるべきだということふうに思います。もしこの辺の中身の、例えば単純にいけば1棟10万円かなと思ったら7棟だからちょっと割り切れないですし、どういう。ほうれん草6棟、トマト1棟だから7棟ですよ。だから、何かちょっとどういう補助というか補助の中身なのかももう少し、できれば

資料があれば資料提示をお願いしたいなと思っています。

それから、25ページの消防費で、先ほど施設費の313万円。この中では、望樓の耐震とアスベスト、これは前から言われている部分ですからわかるのですけれども、その耐震アスベストがいくらで港団地の防火水槽。先ほど、行政報告の中で防火水槽の事故の報告がありましたけれども、どうなのでしょう。やはり会計上、例えば仕組み上、やむを得ないとは思いますが、今回補正をしてこれを例えば負担金で渡島西部に支払って、そして広域の議会でまた議決をして、それから支払・精算になるわけです。やはり、たぶん町内の業者が施工したと思うのですけれども、お盆の忙しい時期にそういう突貫工事をやって修理した。早くやはり精算してやるべきだという考えからしますとそういうことではなくて、確かに防火水槽の接続部分の修理だから防火水槽で消防費で精算をしなければならないというその辺の考えが。そのうち、内訳がちょっと書いていないものだから。防火水槽で100万円で、ほか200万円なのか、その辺の内訳をちょっとお知らせください。

○議長(又地信也君) 4点ほど、多岐にわたっています。

副町長。

○副町長(大野 泰君) 私のほうから一通り、確認ができている部分をお話したいというふうに思います。

渡島檜山の滞納整理機構の関係でございます。当初予算を組む段階におきましては、滞納整理機構のほうに対して、10件の滞納者を届け出ると。木古内町の町民税、あるいは固定資産税、国民健康保険税とこういったものを届け出るわけです。新年度に入りまして、全ての町の数字が整うといったところで、精算がされる。当初は、168万円という負担金を一括一般会計で組みます。これを保険税とその他税というふうに確定した段階、それが9月になります。75.7%が木古内町が委託をした国保税の率になりますので、168万円にかけますと127万1,760円。これが一般会計から国民健康保険特別会計のほうに移っていくと。この作業は終始一貫して、滞納整理機構が発足以来毎年行っていることでございますので、ご理解のほどお願いしたいというふうに思います。保険税の分は保険税のほうで組むという、国民健康保険のほうで組むという。

マイナンバーのカードの発行につきましては、これは国のほうが一貫して番号を管理する機構を作っております。その管理機構のほうで全て発行事務を行いますので、町村で番号をまず10月5日以降のマイナンバーカードの通知にあたっては、その機構から全てが出てきます。その機構に対して、カードの発行を求めていくと。これは、過日開かれた常任委員会の中でもお話をした内容だったかなというふうに思っております。

それと、農業振興費のハウスの関係でございます。来年の営農に間に合わせるためということで、今年度の補正予算ということになりますけれども、そういった取り扱いになっております。これは、2年前に補助をした時も同じ内容でございます。平成23年度にこの規則は整備しておりますので、新設というか新たに取組むかたのハウス設置については、設置費の20%。増棟、増やす場合については、10%ということでございます。これは、要綱のほうに記載されておりますので、あとで資料ではなくて条例で確認をしていただければというふうに思います。ハウスの数なのですが、ほうれん草6棟と言ったのですよね。それは5棟の誤りでしたので、申し訳ございません。訂正します。1棟、10万円という単純な計算で、6棟です。

消防費の望楼の関係につきましては、これまでも渡島西部広域事務組合との町村の議会との関連で申し上げますと、渡島西部広域事務組合のほうに予算額を出しまして、負担金の決定をいただいているというそういう手続きは変わっておりません。

今回につきましても、広域の議会が終了しております、負担金については承認をいただいております。内訳については、ちょっと私はいま資料を持っていないので、総務課長のほうからお答えします。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(山本 哲君) それでは、消防費の金額の内訳でございますが、いまでも副町長のほうから説明がありましたが、破損した箇所が町の水道管から接続をしているというところで、施設とすると広域事務組合の施設ということになります。そういうことで、町の水道事業ではなくて広域事務組合のほうに負担金を支払いをして、広域のほうで改めて業者のほうにお支払いをするということになっております。

内訳ですが、望楼の耐震改修及びアスベスト除去工事の実設計委託料が210万円です。それから、先般の漏水にかかる工事費が36万8,000円、このあと行われる給水管の移設工事費ですが、これは67万円ということで、合計で313万8,000円。これに、事務局費が2万7,000円ございますので、316万5,000円という内訳になってございます。

○議長(又地信也君) 総務課長の説明が終わりました。先ほど、質問者より資料の請求がありましたけれども、いまの説明でよろしいでしょうか。あくまでも資料請求をいたしますか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 資料については、いまの説明でわかりましたので。今後やはり、例えば消防費のこういう負担金の計上の時、やはり広域に関わっている例えば議員さんはこの中身をわかるのだけれども、我々はこの中身がわからないのですよね。ですから、やはり詳細の資料だとか、ただ考え方的に確かに防火水槽に接続だからエリアからすれば防火水槽。たまたまいま聞いたら、その修理費が36万8,000円だと。業者にすれば結構大きな金額だと思うのですが、これが例えば200万円、300万円ともしかかった場合に、こういう例えば手順を踏まなければならないとすれば、やはり業者に支払い・精算になるのに1か月も2か月もかかってしまうという現象があると思うのですやはり。ですから、特に渡島西部に関わる部分は消防費何かは、どちらかと言えば木古内の消防に関わる部分は、木古内町の自賄いですからほとんど。そういうことも含めたやはり整理の仕方、臨機応変な整理の仕方をすべきではないかなというふうに感じます。これは、それが良い悪いは別にして、やはり業者のそういう視点から考えますと何かそういうふうに感じるものですから、その辺もし検討できればなというふうに思います。

先ほどの施設園芸の部分、これは例えば木村課長もいますからあれですけれども、単年度ごとにポツポツ出てくるのか、年次計画でこういう計画を持って。28年度は何棟を見込んでいるとか、そういう例えば新規参入を含めてどうなのだという部分の計画というのはあるのかなのか、そこを1点お願いします。

○議長(又地信也君) 産業経済課長。

○産業経済課長(木村春樹君) 竹田議員の質問にお答えいたします。

先ほど、副町長が答弁したとおりなのですけれども、時期的なものにつきましては、地域

づくり総合交付金との関連もありまして、この北海道の事業の助成の見通しという中で、毎年度この時期になるということでございます。

それと、ハウスの増棟につきましては、毎年度希望を取りまして、希望調査を行いまして、行っております。なかなかいまの農業状況を含めた中で、先を見通しての生産者自体が先を見通して先行投資するというふうにはなかなかいかないものですから、当該年度当該年度を踏まえた中で、少し労働力と施設野菜の収入を踏まえた中で、増棟するとかというふうな形になるので、なかなか先を見通してのものにはなり得ないのですけれども、町としてはそこはそことして先ほど副町長が言った施設野菜の助成要綱を踏まえた中で、対応していきたいと思っています。以上です。

○議長(又地信也君) ちょっとお待ちください。竹田努議員から質問があった部分なのですけれども、応急処置をしましたと。その部分の整理の部分で、いろいろ質問がありましたけれども、その部分はあるですか。ルール上できるという解釈でいいのですか。

副町長。

○副町長(大野 泰君) 防火水槽へ接続している水道管ですが、財産の所有は渡島西部広域事務組合ということになっておりますので、町としましては広域事務組合の事務局と協議はいたしました。町として木古内町の予算でやらせてもらっていかどうかの協議をしたところ、やはり西部広域事務組合としては広域の財産なので、広域のほうで予算化をして工事にかかっていくという結論が出ましたので、これからはそういうような取りはからいがほかの町も含めて行われるように理解をしております。

ただ、ご指摘のように、業者はその間支払いがされないということになりますから、予算の執行ができないと。たまたま今回は、8月で9月にすぐ議会があったということでございませぬけれども、期間が長くなるということも含めて、もう一度広域の事務組合のほうとは協議は進めてみたいというふうには思っております。以上です。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 先ほどの施設園芸の部分でこれで終わりますけれども、やはり確かに補助要綱があって随時いつでもいいよという間口を広げてくれているというのは、すごく農業者にとっては幸せな制度だなというふうに思います。だけれども、やはりこれはみんな栽培計画だとかそういういろんな種子の確保だとかいろんな営農計画の中で、この前段行われた例えば総務の委員会等でもこういう話題も出てこない。何か思い付きでボンと出てきているような感じも取れるものですから、やはりこれはきちんと春に来年そういう計画があるのであればあるようなやはりそういう計画を事前に出すべきではないだろうかというふうに思います。これは、「こうして」ということではないのですけれども、やはり何かどこかからボンと出てきたような感じにしか取れないものですから、その辺はきちんとした計画の中で進めるべきだということに思っておりますので、よろしく願います。特に答弁はいりません。

○議長(又地信也君) 産業経済課長、何かありませんか、こういう質疑に。答弁はないですか。

産業経済課長。

○産業経済課長(木村春樹君) おっしゃることは理解はできます。先ほどそして説明したように、それぞれの営農計画の中で次年度以降、ある程度の中長期の計画というのは、それ

ぞれ持っています。その中で、やはり農業状況が変わっていけば例えば水稲と施設園芸をやっていた時に、どちらのほうにシフトをしていくのかということもあります。このハウスの導入も一定程度のまとまりがなければ地域づくり総合交付金が交付されないと。当然それが50%未満なのですけれども、そこが交付されなければハウスの導入がなされないということもありますので、その辺はやはり農業者は少し見ながらいつているということもございます。町としては、春先には一定程度このような状況というのを踏まえていますので、ある程度情報入手をして町として、こういう方向性で進んでいくということがありましたら、それぞれの委員会なりで報告なりをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長(又地信也君) ほかにございませんか。

3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 3番 平野です。

議案の第9号 手数料条例について、1点お聞きいたします。通知カード再交付手数料が1枚につき500円、また新設の個人番号カード再交付手数料が1枚につき800円、この金額の算出法については、国の制度ですから国からの推奨があったのか。それとも各市町村によって手数料が違いますから、我が町の手数料に基づいた算出法をしたのかお聞きします。

というのも、以前から町民の負担軽減についていろいろとお尋ねと言いますか申し込みをしていた中に、このような手数料についてもできれば金額を押さえられないかという質問を再三再四してきた中で、新しく出てきたこの手数料については、そのことを加味していただいて、もう少しこの負担を下げるといような検討を議論をしたのかどうかということをお伺ひいたします。

収入についても、一般会計の補正の10ページですけれども、9,000円の追加ですか。これは、「個人番号カード等」と書いていますからおそらく通知カードの紛失の再交付についても2点の9,000円だと思っておりますけれども。これ1月からおそらく3月までということで、年間を単純にかける4としても3万6,000円くらいの年間収入を見込んでいますけれども、この部分についてこのくらいと言ったらちょっと言い方はあれですけれども、町民の負担軽減を考えたら全額負担ということは0円ということはないにしても、せめてもう少し安い設定等は考えられなかったのかなということをお伺ひいたします。

それともう1点、教育費の26ページです。各部活動・大会参加報償費の補正でございせんけれども、これは説明資料を見ますと説明資料の2ページですけれども、これ年度当初に既に組み込んでいた行事だと思ふのです。この資料だけを見ると、これ年度当初から予定されていた行事なのに、何で補正なのだというふうに思ふのです。これはやはり、この前にどういう過程で予定外のものが入ったからこの部分についての補正だという説明が本来であれば資料があるべきだと思ふのですけれども、いますぐ資料を用意できなければ説明だけでもしていただきたいと思ひます。以上です。2点です。

○議長(又地信也君) 町民課長。

○町民課長(吉田 宏君) マイナンバー制度の再交付の手数料に関するご質問です。今回条例提案をしております手数料の額につきましては、これらのカードを再交付する際に、実際にかかる費用ということで、国のほうで示している額ということでありまして、再交付にかかる費用に対しては補助制度等はないということで、管内の他の自治体も同様にこの額での条例制定を行うということで伺っておりますので、有償ということでしたので、

ご理解をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 次の答弁者は誰ですか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(澁谷 勝君) 当初予算にこれは組んでおりますけれども、吹奏楽の全道大会等での不足分ということで、先に支出しております。それで、この分は足りない分ということでの補正となります。

吹奏楽の全道大会等については、当初予算に盛り込んでおりません。それで、予算がある中で、前回補正させていただきました。それで、その補正で足りない分ということで、不足する分が生じます。これで、現年度予算計上しておりますけれども、足りない分を補正することをございます。

○議長(又地信也君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、議案第9号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第9号 手数料条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第1号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 平成27年度木古内町一般会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第2号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 平成27年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第5号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号 平成27年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

2時40分まで、暫時、休憩をいたします。

休憩	午後2時28分
再開	午後2時39分

議案第3号 平成27年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（又地信也君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第14 議案第3号 平成27年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（大野 泰君） ただいま上程となりました、議案第3号 平成27年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億6,899万4,000円とするものです。

このたびの補正につきましては、平成26年度の繰越金が確定したことから、7ページの歳出では、5款・1項・1目、節 予備費、並びに6ページの歳入では、5款・1項・1目・1節 繰越金に、それぞれ15万5,000円を追加補正するものでございます。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（又地信也君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 平成27年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第4号 平成27年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(又地信也君) 日程第15 議案第4号 平成27年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま上程となりました、議案第4号 平成27年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,375万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億209万円とするものです。

それでは、詳細につきまして、歳出からご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

5款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、2目 償還金、23節 償還金利子及び割引料は、平成26年度の介護給付費負担金及び交付金が確定し、国・道・支払基金への返還額が確定したことから、624万円を追加補正するものです。

次に、9ページをお開き願います。

6款・1項・1目、節 予備費 751万4,000円の追加は、前年度の繰越金に伴う補正となっております。

次に、歳入の説明をいたします。

6ページをお開き願います。

5款・1項 支払基金交付金、2目 地域支援事業交付金、2節 過年度分 85万円の追加は、平成26年度分の介護予防事業交付金精算分として追加交付されることに伴う補正です。

次に、7ページをお開き願います。

8款・1項・1目・1節 繰越金 1,290万4,000円の追加は、前年度の繰越金確定に伴う補正となっております。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 平成27年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第6号 木古内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について
議案第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第16 議案第6号 木古内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について、日程第17 議案第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま一括上程となりました、議案第6号 木古内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、並びに議案第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

社会保障・税番号制度、通称マイナンバー制度につきまして、平成27年10月から日本に住民票を有する全国民に対して付番を行い、平成28年1月からは利用開始をすることとなっております。

本制度施行に伴い、個人番号の利用範囲及び独自利用に関することにつきましては、各自治体において条例で定めることが必要となりますので、新たに条例の制定につきまして提案

をするものでございます。

また、現行の木古内町個人情報保護条例並びに木古内町情報公開、及び個人情報保護審査会条例の一部改正をするための関係条例の整理に関する条例につきましても提案をするものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長(山本 哲君) それでは、議案第6号並びに議案第8号につきましてご説明をいたします。

はじめに、議案第6号についてですが、議案説明資料 資料番号1の3ページから5ページを合わせてご参照いただきたいと思います。

先の総務・経済常任委員会におきましてもご説明をさせていただいておりますが、マイナンバー制度における個人番号等の利用に関しましては、その利用範囲及び独自利用の有無について、各自治体が条例で定めることが必要となりますので、新たに条例の制定を行うものでございます。

議案のほうをご覧ください。条例は5条から成っております、第1条は条例の趣旨、第2条は用語の定義、第3条は町の責務、第4条は個人番号の利用範囲、第5条は委任となっております。

特に、第4条の個人番号の利用範囲につきましては、国の法定事務となっていない、「ひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務」、「重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務」、「乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務」の3事務を木古内町の独自利用事務と定めるものです。

なお、附則としまして、この条例は平成28年1月1日から施行するとしております。

次に、議案第8号についてですが、議案説明資料の新旧対照表でご説明をさせていただきます。

議案説明資料 資料番号1の6ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、既存の個人情報という文言に、特定個人情報を加える趣旨の改正です。

第2条の用語の意義ですが、番号法施行に伴い条文に新たな用語が追加されたため、第3号の特定個人情報から第6号の特定個人情報ファイルまでの、4号を新たに追加するものです。

次に、7ページをお開きください。第5条の2は、特定個人情報保護評価として実施機関、これは木古内町になりますが、実施機関は基準の見直しなど必要が生じた場合は、個人情報保護審査会の意見を聴くものとする定めで、第5条の3では、特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知と、事前通知の対象外である場合の規定を定めております。

次に、10ページをお開きください。第7条の2は、保有特定個人情報の利用制限についてで、第1項では実施機関の内部利用の制限、第2項では個人の生命や財産の保護のために必要な場合は利用が認められることとしております。

第7条の3は、特定個人情報の提供の制限を規定しております。

次に、14ページをお開きください。第33条の利用停止請求権として、第2項では自己を本人とする保有特定個人情報が適法に取得されたものでないときや違反して提供されたものに

については、実施機関に対して利用停止を請求できるとしております。

次に、木古内町個人情報保護条例及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例につきましては、17ページをお開き願いたいと思います。

表の下段になります。第3条所掌事務の第2項で、個人情報保護条例第6条の前に、先ほど木古内町個人情報保護条例に追加しました、「第5条の2」（これは特定個人情報保護評価ですが）、これを加えるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は平成27年10月5日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、議案第6号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号 木古内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第8号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第7号 旧江差線施設解体撤去事業準備基金条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第18 議案第7号 旧江差線施設解体撤去事業準備基金条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第7号 旧江差線施設解体撤去事業準備基金の設立につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの基金の設立につきましては、今年度中にJ R北海道から旧江差線の木古内駅と江差駅間の廃止に伴い、譲渡を受けました鉄道関連施設の解体撤去等に要する経費に充てるための費用の支払いが予定されております。支払いを受けた解体撤去費につきましては、当該施設の解体撤去の特定財源として使用することがふさわしいことから、一般会計とは別に新たに基金を設置し管理するために基金条例の制定を行うものであります。

第1条では基金の設置について、第2条では北海道旅客鉄道株式会社が支払う負担金を積み立てるとし、第3条ではその管理の方法についてを規定をしております。

また第4条では、第1条に定める目的として経費を充てる場合に限り、全部又は一部を一般会計の歳入歳出予算に計上して処分するものとし、第5条では基金から生ずる収益はこの基金に編入するものとしております。

また第6条では、繰替運用について、第7条は委任についてを規定をしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) この準備基金のこの条例制定、これは何も異論はあるところではないのですが、今年度中にJ R北海道から譲渡を受ける。この例えば、今年度中3月末なのか、今年度の12月中に譲渡を受けるのか、それによって我が町としてのこの財源を使ってのいろんな工事等が発生するわけですね。その日時と言いますかいつの時点で譲渡を受ける基準日になっているのか、もしわかればお知らせください。

○議長(又地信也君) まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(福田伸一君) ただいまのご質問につきましては、譲渡と申された部分は協定の締結ということで、この負担金が決定されるのはいつかというご質問だと思います。

これにつきましては、今年度4月以降、J R北海道とはこの撤去費用についての協議を重ねてきたところでございます。7月には、先日の総務・経済常任委員会でもご説明申し上げましたが、約2億9,000万円ということでJ R北海道には撤去費用の資料を提出してございます。現在その内容を精査しているところでございまして、この案件につきましては、江差町、上ノ国町も同じ扱いということで、J R北海道のほうでは作業を進めているところでございますので、現在出ている情報では今月中にはその作業を終えて、協定締結に社内決定等を経て、協定締結に向かうと。その後、予算補正等もお願いしてまいろうかという状況でございます。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 近々協定が交わされるということですから、そうすれば財政担当に聞きたいのですが、今年度中に撤去の何箇所か今年度中に施工するという考えだとすれば、このあと協定後の臨時会等で補正提案が出てくるというそういう認識でいいのかなのか。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(若山 忍君) 先ほどまちづくり新幹線課長のほうから申したとおり、協定が整った後、その後急いでいる箇所が何箇所かございまして、その箇所については今年度中に補正提案をさせていただき、その橋梁2橋と道路の上をまたいでいる道路橋、この3橋の設計委託の補正の提案をさせていただきたいというふうに考えておりまして、その委託の結果を見て来年度以降に本工事、解体工事を実施していく考えでおります。

○議長(又地信也君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号 旧江差線施設解体撤去事業準備基金条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する協議について

議案第12号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する協議について

○議長(又地信也君) 日程第19 議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する協議について、日程第20 議案第12号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する協議についてについては、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま一括して上程となりました、議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する協議、並びに議案第12号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する協議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案説明資料の資料番号1、20ページと21ページ、さらには24ページに新旧対照表を添付

しておりますのでご参照をいただきたいと思います。

はじめに、議案第10号につきましては、このたび道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合が平成27年3月31日に解散し脱退したことと、東十勝消防組合、西十勝消防事務組合、南十勝消防事務組合、及び北十勝消防事務組合が平成28年3月31日に解散し脱退をし、新たに地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から「とちかち広域消防事務組合」が加入することに伴い、規約の一部を変更するものでございます。

なお、附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中、「東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合」を削る部分は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第12号でございますが、提案理由の内容が議案第10号と同様でございますので詳細には申し上げませんが、附則といたしまして第1項では、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表の（十勝）の項の改正規定「とちかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除いては、平成28年4月1日から施行するものとしております。

第2項では、変更後の北海道市町村職員退職手当組合格約は、左横書きに改める。この場合において、漢数字は、固有名詞の全部又は一部をなす場合又は熟語の一部をなす場合以外はアラビア数字に、号の番号は、横括弧で囲んだものに、第5条の表中「同上」を「同左」に、表及び別表の構成は、変更前の規約における右方は変更後における上方とし、変更前の規約における上方は変更後の規約における左方とし、促音として用いる「つ」の表記が大書きのものは、小書きに改めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、議案第10号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する協議については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第12号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第12号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する協議については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第11号 北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する協議について

○議長(又地信也君) 日程第21 議案第11号 北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第11号 北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの規約の一部変更は、構成する団体につきまして、脱退及び加入によるものでございます。

議案説明資料に新旧対照表を添付しております。資料番号1の22ページになります。22ページをお開き願います。

表の上段にあります別表第1(第2条関係)とありますが、これにつきましては、左側が現行の内容で、石狩振興局の「道中央地区環境衛生組合」ほか5団体が脱退し、右側にあります改正案の十勝総合振興局に「とちち広域消防事務組合」が新たに加入するものでございます。

次に、表の下段でございます。別表第2(第3条関係)とありますが、これにつきましては、左側の共同処理する事務の第1の項から第7の項にあります、「東十勝消防事務組合」ほか4団体が脱退をし、右側の改正案にあります「音更町」ほか17団体が新たに加入するものでございます。

それでは次に、23ページをお開き願います。

表の左側にあります共同処理する事務の第9の項におきましては、先ほどの別表第1と同様に、「道中央地区環境衛生組合」ほか5団体が脱退し、右側にあります改正案のとおり「とちち広域消防事務組合」が新たに加入するものでございます。

なお、附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

ただし書につきましては、総務大臣の許可の日にかかわらず平成28年4月1日から施行するというものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第11号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する協議については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第13号 木古内町スポーツセンター耐震改修工事(建築主体)請負契約の 議決変更について

○議長(又地信也君) 日程第22 議案第13号 木古内町スポーツセンター耐震改修工事(建築主体)請負契約の議決変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第13号 木古内町スポーツセンター耐震改修工事(建築主体)請負契約の議決変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現在、木古内町スポーツセンター耐震改修工事(建築主体)につきましては、改修工事を予定通り進めておりますが、このたび、アリーナの東側内壁の内装材が雨水により腐食・破損している状況が確認され、張り替え等のための補修工事が必要となりました。

また、鉄骨の補強のため山側の内壁のみは、内壁復旧後の塗装施工を計上しておりましたが、残された壁面と塗装工事をした面との汚れの差が極めて著しいことから、アリーナの内壁につきまして全面塗装を行うことといたしました。このため設計変更が必要となり、当初の契約金額に変更が生じたので、変更内容につきまして議会の議決を求めるものでございます。

変更する内容は、請負契約金額を9,514万8,000円から9,691万9,200円とするもので、177万1,200円の増額となります。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 今回、契約変更の部分で資料のこの図面を見させてもらった中では、何がどうってのは細かくて見えませんでした。

それで、いま町長から説明があった東側の内壁の破損の関係ですけれども、これは工事ははじまってから破損したのではないのだろうか。当初からわかっている、そういう部分が追加になるというのはどうなのかという部分。確かにそのことによって壁の色が格差がでるから内装・全面塗装をしなければならないというその考えはわかるのですけれども、この東側の内壁の損傷が発覚したのは、工事をやって例えば足場をかけたか窓を開けて工事をやっているうちにそういう部分の損傷が出たのか。その発生原因が、そもそもこれがあったのを例えば設計の段階で見逃していたということなのかどうかという部分についてちょっと説明をしてください。

(「関連」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) いま、竹田議員のほうから私もそのとおりでと思います。いわゆる現地調査の中で、この塗装の新旧何ていうのははっきりしているわけですよともと、我々から言わせると。なのに、こんなのわかっていながらこういう何というか後処理というかそういうのはどうも建築に関しては異常に多いのではないかと思います。やはり例えば、新のものでもやはり担当者がきちんと見極めをすべきだと思うのですよ。それで、精度を上げていくべきだと思うのです。やはりこれは二重・三重の手間をかけて、そうするといろんな部分でやはりお金に換算すると補正の部分何ていうのは、やはりある意味ではあと工事ですから非常に高いものになってくるわけですよ。そういう部分を見ると、まさにやはりもうちょっと現場を精査をきちんとしながらやって対応していくと。いま言ったように塗装何ていうのは、新しい塗装と古い塗装とはっきりしているわけですから。もともとそういうものを見込んで、やはり処理すべきだと思うのです。この辺はちょっと含めて見解をお願いします。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(若山 忍君) 資料が見つらくて申し訳ございません。

今回のこの東側壁の内壁の破損なのですけれども、今回工事内容とすれば耐震工事が主となっております、その中ではまず天井部の鉄骨の補強がまずあります。それは、屋根の部分が全面、天井部は全面です。それと、耐震構造としては山側、グラウンドのほうに面した壁のちょっと25ページの図面でいきますと、上のほうの青く塗らさっている絵なのですけれども、このスパンでいきますと左から2番目・3番目・4番目のスパンについて、ちょっと太字になっていますけれども、ここの鉄骨グレースの取り替え・補強です。それと、海側面のその下の図面になりますけれども、天井に近い部分の鉄骨の補強。これが主な工事となっております。それで、アリーナ全体を足場を組んで作業をしておるのですけれども、その中で26ページの上のほうにあります武道場とか事務室の上のほうの天井に近いところの内壁なのですけれども、今回この足場を組んでいって、天井の補強工事等をやっていた中で内壁、ちょっと設計段階では発見することができなかった内壁の傷み具合。剥離とかそういう面を打音ですとか一部試しに剥がしてみたところの内部の損傷が著しかったということが工事の途中でわかりましたので、今回この設計変更で対応させていただきたいというところですよ。

それと合わせて、塗装についてなのですけれども、おっしゃられるとおりに山側面だけ塗装をやり直すとなると、考えようによっては当初からほかとの差というのは、見通しが甘かつ

たと言われればそのとおりでありまして、今回そのことに気づきましたので、今回この改めて工事を別工事ではなくてやらせていただきたいのは、足場がいま組まれている状態の中で塗装を全面行うことによって、全体として安価で済むという判断の中で、今回設計変更で対応させていただきたいということです。

○議長(又地信也君) ほかに。

2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) いま、課長のほうから説明がありましたけれども、やはりこういう改修工事というか部分に関しては、やはりいろんな絡みが当然出てます。いま言ったように、わからない部分も当然出てくると思います。しかしながら、やはり例えばいまの塗装の例からいくと、たまさかいま足場があるうちというような表現をしていましたけれども、これが最終的に足場を全部外して、「これちょっと変だぞ、またやり直そう」というようなことになったら、当然足場からまた一からお金がかかってしまうわけですよ。そういう部分からいくと、経費もやはり増額を当然するわけですし、あるいはいま言ったように確かに剥いでみなければわからない部分があります。ただ、そういう部分というのは古い建物というのは必ずあります。私も過去に建築会社の部品屋ですけども、いろんな現場の中でそういうことは確かにあるというのはわかるのですけれども、故にやはりそういう部分をいままで実績があるわけですから、行政の人方も。そういう部分やはりきちんと見越す、見極めるという部分は、今後やはりきちんと内部体制を整えていただいて、最終的に経費のかからない良いものをやはり造っていただきたい。私は再三再四言っているのですけれども、そういうやはり現場の管理・監督をお願いしたいです、今後。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) こういうふうに出てきますと、なかなか「だめよ」というわけにはいかないと思うのですよね。ですから、これ確認だけしますけれども、またそろいま足場を組んで全面内装・塗装をやっていたら、「ここもやはり内壁が剥離して、もう一度修復しなければならない」だとか、そういう場面が出てくる可能性が何かありそうな感じがするのですよね。いま内壁の議論をしていますけれども、外壁だってどうなのだろうという場面だって、これから総務の委員会の中で現地を調査等する中で、やはり前もこのスポーツセンターの改修の中で、いろいろありましたよね。そういうことのないように、十分やはり。また「すみません、契約変更をしなければならない」こういうことのないように、しっかりやはり行政事務を進めていただきたいということを要望して終わります。

○議長(又地信也君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第13号 木古内町スポーツセンター耐震改修工事（建築主体）請負契約の議決変更については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

同意案第1号 木古内町教育委員会委員の任命について

○議長（又地信也君） 日程第23 同意案第1号 木古内町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大森伊佐緒君） ただいま上程になりました、同意案第1号 木古内町教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

木古内町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、資料3を添付しておりますので、ご参照を願います。

この度、木古内町教育委員会委員の任命について同意を求めます芦田こずえ氏は、昭和57年4月から平成5年3月までの11年間に渡り、神奈川県三浦市立南下浦中学校、三浦市立三崎中学校でそれぞれ教鞭をとられ、平成12年からは町内において学習塾、公文式木古内教室を経営されております。

また、平成20年4月から2年間は、木古内町国民健康保険病院運営審議会委員を務められ、平成23年10月からは木古内町教育委員会委員として活躍をされております。

さらに、芦田氏は、高等学校に通う生徒の保護者でもございます。学校現場での経験や、現役の塾講師として教育に造詣が深く、PTA活動にも積極的に参加をされ、幅広い活動をされているほか、人格高潔でありますことから、教育委員としての適任者であり、今後におきましても当町の教育推進に貢献をしていただけるものと確信をしているところでございます。

以上、提案理由といたしますので、ご審議を賜りまして、満場一致でご同意をくださるよう、お願いを申し上げます。

○議長（又地信也君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第1号 木古内町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

同意案第2号 木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(又地信也君) 日程第24 同意案第2号 木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、同意案第2号 木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

木古内町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

次のページに資料4を添付しておりますので、ご参照を願います。

この度の、木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めます金田達也氏につきましては、昭和37年3月に北海道木古内高等学校を卒業し、同年4月から木古内町吏員、平成16年3月に当町を退職された後、平成18年10月から現在まで3期9年間、当委員会の委員としてご活躍をされております。

町職員として税務を担当した8年4か月、さらには、委員としての9年間の知識と経験を生かされ、委員の職責を果たしていただけるものと確信をしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。ご審議を賜りまして、満場一致でご決定くださるよう、お願いを申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第2号 木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。
3時45分まで、暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時35分
再開 午後3時45分

認定第1号から認定第9号(平成26年度各会計決算)

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

一括議題の議案については、議会事務局長から朗読をさせます。
議会事務局長。

○議会事務局長(吉田廣之君) それでは、朗読いたします。

日程第25 認定第1号 平成26年度木古内町一般会計決算認定について、日程第26 認定第2号 平成26年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定について、日程第27 認定第3号 平成26年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第28 認定第4号 平成26年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算認定について、日程第29 認定第5号 平成26年度木古内町水道事業会計決算認定について、日程第30 認定第6号 平成26年度木古内町介護老人保健施設事業会計決算認定について、日程第31 認定第7号 平成26年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定について、日程第32 認定第8号 平成26年度木古内町介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第33 認定第9号 平成26年度木古内町下水道事業特別会計決算認定について。以上です。

○議長(又地信也君) 以上、認定第1号 平成26年度木古内町一般会計決算認定についてほか8件については関連がありますので、一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま一括議題としました9件の案件につきましては、本会議における提案理由の説明及び質疑を省略し、平成26年度木古内町決算審査特別委員会を設置するとともに、議長及び監査委員の竹田議員を除く8名の全議員を委員に選任し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議ないものと認め、ただいま一括議題としました9件の案件につきましては、本会議における提案理由の説明及び質疑を省略し、平成26年度木古内町決算審査特別委員会を設置し、議長及び監査委員の竹田議員を除く8名の全議員を委員に選任し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました、平成26年度木古内町決算審査特別委員会に対し、本議会から地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を付与し委任したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議ないものと認め、平成26年度木古内町決算審査特別委員会に

対し、本議会から地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を付与し委任することに決定いたしました。

これより、木古内町議会委員会条例第9条第1項の規定による、委員長及び副委員長の互選を行うため、特別委員会の開催をお願いします。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時50分
再開 午後3時53分

諸 般 の 報 告

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、第1回平成26年度木古内町決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われましたのでご報告いたします。

平成26年度木古内町決算審査特別委員会委員長に9番 吉田裕幸君、副委員長に6番 手塚昌宏君が、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

休 会 の 宣 告

○議長(又地信也君) お諮りいたします。

ただいま設置されました、平成26年度木古内町決算審査特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認めます。

よって、平成26年度木古内町決算審査特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会することに決定をいたしました。

大変、どうもご苦労さまでございます。

議事進行に協力をありがとうございました。

(午後3時58分 休会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年9月8日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 相 澤 巧

署 名 議 員 手 塚 昌 宏

平成27年9月14日（月）第2号

- 開会日時 平成27年9月14日（月曜日）午後 2時30分
○ 閉会日時 平成27年9月14日（月曜日）午後 2時59分
-

・出席議員（10名）

1番	佐藤	悟	6番	手塚	昌宏	
2番	新井田	昭男	7番	福島	克彦	
3番	平野	武志	8番	鈴木	慎也	
4番	竹田	努	副議長	9番	吉田	裕幸
5番	相澤	巧	議長	10番	又地	信也

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森	伊佐緒
副町長	大野	泰
病院事業管理者	小澤	正則
総務課長	山本	哲
税務課長	高橋	和夫
会計管理者	高橋	和夫
町民課長	吉田	宏
保健福祉課長	名須賀	六男
まちづくり新幹線課長	福田	伸一
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	丹野	正樹
産業経済課長	木村	春樹
建設水道課長	若山	忍
病院事業事務局長	平野	弘輝
教育長	野村	広章
生涯学習課長	澁谷	勝
学校給食センター長	澁谷	勝
農業委員会事務局長	木村	春樹
代表監査委員	森井	俊郎

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	吉田	廣之
議事担当主査	西嶋	浩二

平成27年第3回木古内町議会定例会議事日程

第2号 平成27年9月14日(月)

午後2時30分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議長諸報告
3		平成26年度木古内町決算審査特別委員会報告
4	発議案 第1号	議会閉会中の所管事務調査について
5	意見書案第1号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
6	意見書案第2号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
7	意見書案第3号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
8	意見書案第4号	平和安全法制関連法案の成立に反対し廃案を求める意見書
9		議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

(午後2時30分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) ただいまから9月8日に引き続き、会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員については、別紙配付のとおりであります。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名いたします。

7番 福嶋克彦君、8番 鈴木慎也君。以上、2名を指名いたします。

議 長 諸 報 告

○議長(又地信也君) 日程第2 議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配付のとおりでありますので、これを省略いたします。

平成26年度木古内町決算審査特別委員会報告

○議長(又地信也君) 日程第3 平成26年度木古内町決算審査特別委員会報告。

平成27年9月8日開催の平成27年第3回木古内町議会定例会において設置されました、平成26年度木古内町決算審査特別委員会の報告を求めます。

平成26年度木古内町決算審査特別委員会 委員長 9番 吉田裕幸君。

○9番(吉田裕幸君) 9番 吉田裕幸です。

平成27年9月14日 木古内町議会議長 又地信也様。平成26年度木古内町決算審査特別委員会委員長 吉田裕幸。

平成26年度木古内町決算審査特別委員会審査報告書。

平成27年第3回木古内町議会定例会において、本委員会に付託された事件については、次のとおり審査を終了したので、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

記 1. 会議開催状況。

会議開催日は、9月8日から9月14日までの5日間、欠席委員は全員出席の下で、委員会が行われましたことを報告いたします。

2. 審査事項。

認定第1号 平成26年度木古内町一般会計決算認定について、ほか8件について審査を行いました。

3. 審査結果。

認定第1号 平成26年度木古内町一般会計決算認定のほか8件については慎重に審査を行った結果、当委員会としていずれも認定すべきと決定をいたしました。

4. 審査所見。

平成26年度各会計決算のうち、一般会計については、人口減少問題がクローズアップされ、地方創生による先行型事業予算や新幹線関連事業予算の次年度への繰越額も多く、健全化4指標である将来負担率も起債借入額の増により上昇している。

また、各企業会計については、46年ぶりに会計制度が改正された中での決算となった。この改正により、国民健康保険病院事業会計では、新たに退職手当給付引当金等の計上義務が課せられたことにより決算上大幅な赤字となっている。

このような決算状況の中、税や使用料等の収納率について、現年度分は前年度と比較し向上しているものもあり各担当課の努力は評価するが、過年度分は伸び悩んでいる。特に住宅使用料については、入居請書に記載されている事項を入居者が履行しない場合は、退去勧告等を行い、悪質と思われる場合は、法的措置も辞さない毅然たる対応を要望する。

なお、平成28年度予算については、各課の経費節減は基より、消費税のさらなる増税や人口減に伴う少子高齢化、新幹線開業後を見据えた予算編成が行われることを強く要望する。

以上であります。

○議長(又地信也君) 平成26年度木古内町決算審査特別委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会は議長及び監査委員の竹田議員を除く8名の全議員による委員会でありますので、質疑、討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

お諮りいたします。

認定第1号 平成26年度木古内町一般会計決算認定についてほか8件につきましては、平成26年度木古内町決算審査特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないもの認めます。

よって、認定第1号 平成26年度木古内町一般会計決算認定についてほか8件につきましては、平成26年度木古内町決算審査特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査について

○議長(又地信也君) 日程第4 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長より下記のとおり、その所管に属する事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会閉会中の所管事務調査について、各委員長から申し出のとおり、これを承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案については原案とおりに承認することに決定をいたしました。

意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○議長(又地信也君) 日程第5 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番 吉田裕幸君。

○9番(吉田裕幸君) 9番 吉田裕幸です。

意見書案第1号 平成27年9月8日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 吉田裕幸、賛成者 木古内町議会議員 佐藤 悟、同じく新井田昭男。

意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保や地域経済の活性化などに大きく寄与してきました。

このような中、道では、森林整備事業及び治山事業や森林整備加速化・林業再生対策等を活用し、間伐や路網の整備、山地災害防止、木造公共施設の整備など、様々な取り組みを支援してきたところです。

今後、人口林資源が本格的な利用期を迎える中、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、記載しております以下の3点について、衆参両院議長、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書

○議長(又地信也君) 日程第6 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番 福嶋克彦君。

○7番(福嶋克彦君) 7番 福嶋克彦です。

意見書案第2号 平成27年9月8日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 福嶋克彦、賛成者 木古内町議会議員 平野武志、同じく竹田 努。

意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書案について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

義務教育費国庫負担制度は、地域主権を保障する制度であり義務教育に必要不可欠であることから、制度の堅持と三位一体改革で削減された負担率を1/3から1/2へ復元するなどの制度改善が極めて重要であります。

また、教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子ども達に行き届いた教育を保障するため、教職員定数の改善と学級基準編製の制度改正及び30人以下学級の早期実現が不可欠であります。

国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、教育予算の確保・拡充就学保障の充実をはかるよう衆参両院議長、内閣総理大臣及び各関係大臣に要望するものです。

以上、提案理由といたしますので、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

意見書案第3号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書

○議長(又地信也君) 日程第7 意見書案第3号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 8番 鈴木慎也です。

意見書案第3号 平成27年9月8日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 鈴木慎也、賛成者 木古内町議会議員 相澤 巧、同じく手塚昌宏。

意見書案第3号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書案について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

道教委は、2006年度から新たな高校教育に関する指針に基づき、毎年度公立高等学校配置計画を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行い、全道では、現在までに20校が募集停止または募集停止予定、19校が再編・統合によって削減または削減予定となっております。

この影響で、子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れるなど、過疎化を加速させるとともに、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっております。

我が町におきましても木古内高校の閉鎖により、子ども達は遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大しています。

以上のことから、記載しております以下4点について、北海道教育委員会委員長並びに教育長、北海道知事、北海道議会議長に対し強く要望いたしますので、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第3号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

意見書案第4号 平和安全法制関連法案の成立に反対し廃案を求める意見書

○議長(又地信也君) 日程第8 意見書案第4号 平和安全法制関連法案の成立に反対し廃案を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番 相澤 巧君。

○5番(相澤 巧君) 5番 相澤 巧です。

意見書案第4号 平成27年9月8日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 相澤 巧、賛成者 木古内町議会議員 福嶋克彦、同じく新井田昭男。

意見書案第4号 平和安全法制関連法案の成立に反対し廃案を求める意見書案について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出いたします。

防衛省が、平和安全法制関連法案の成立を前提に、自衛隊の部隊編成計画まで記載している統合幕僚幹部の内部文書の存在を認めました。

この文章には、「ガイドライン及び平和安全法制関連法案を受けた今後の方向性」と題する「取扱厳重注意」の文章もあり、自衛隊派遣の詳細な日程表まで記載されているなど、国民反対世論や国会審議を無視したものであります。

さらには、自衛隊を「軍」と表記し、日米共同司令部を創設するという憲法に抵触する重

大な内容となっています。

以上のことから、記載しております平和安全法制関連法案の成立に反対し廃案にすることを衆参両院議長、内閣総理大臣及び各関係大臣に要望するものでございます。議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第4号 平和安全法制関連法案の成立に反対し廃案を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

○議長(又地信也君) 日程第9 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長及び議員を出張・派遣させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

なお、現在予定されている出張または派遣につきましては、下記のとおりであります。今後の出張または派遣する議員につきましては、その都度、議長において指名することにしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

閉 会 の 宣 告

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので、会議を閉じます。

これもちまして、平成27年第3回木古内町議会定例会を閉会いたします。

大変、ご苦労様でした。

(午後2時59分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年9月14日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 福 嶋 克 彦

署 名 議 員 鈴 木 慎 也